



宮古島市文化財保存活用地域計画

2025（令和7）年12月

宮古島市教育委員会

表紙写真

浦底遺跡出土の貝斧	仲宗根豊見親の墓	金頭銀茎簪
野原のマストリヤー	島尻のパントウ	苧麻糸手績み
宮 古 馬	八重干瀬の海	ミヤコジマソウ

目 次

第1章 地域計画作成の目的及び行政上の位置づけ	1
第1節 地域計画作成の目的	1
1. 地域計画作成の経緯と目的	1
第2節 地域計画の行政上の位置づけ	2
1. 上位計画	2
2. 計画期間	4
3. 本計画における文化財の定義	4
第2章 宮古島市の概要	5
第1節 自然的・地理的環境	5
1. 宮古島市の位置	5
2. 宮古島市の地域区分	5
3. 地形・地質	6
4. 気象	10
第2節 社会的環境	11
1. 人口の推移	11
2. 交通機関	11
3. 観光	12
4. 文化関連施設と団体	13
第3節 歴史的背景	16
1. 人類渡来の痕跡 - 旧石器時代 -	16
2. 宮古・八重山諸島独自の先史文化 - 無土器期 -	17
3. 島外からの文化の波及 - グスク時代 (古琉球期) -	18
4. 近世琉球期	18
5. 近代 - 人頭税の廃止運動 -	19
6. 沖縄戦時の宮古	19
7. 戦後～現在	20
第3章 宮古島市の文化財の概要	21
第1節 文化財の概要	21
1. 指定等文化財の概要	21
2. 未指定文化財	21
3. ユネスコ無形文化遺産	24
4. 文化財の概要と特徴	24

第4章 宮古島市の歴史文化の特性	37
第1節 歴史文化の特性	37
1. サンゴ礁と石灰岩地形がおりなす地形名勝	37
2. 宮古島の湧水群 - 川のない琉球石灰岩地域の貴重な水源 -	40
3. 独自の文化を形成 - 島の環境に適応した土器を用いない先史文化	42
4. 争乱の時代 - 伝承に彩られた英雄と与那霸はら軍 -	45
5. 仲宗根豊見親と首里王府による統治	48
6. 自然災害を伝える文化財 - 乾隆36年の大波を中心として -	50
7. 異国船の時代 - 水中文化遺産 -	52
8. 人頭税と宮古上布	56
9. 沖縄戦と戦争遺跡群	58
第5章 文化財を把握するための調査	60
第1節 既往の調査について	60
第6章 これまでの取組と現状	66
第1節 無形の技術の伝承と人材育成について	66
1. 茅葺き建物の保存	66
2. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 技術の継承と後継者育成について -	66
3. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 原材料の確保 -	71
4. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 道具の確保及び技術製作者 -	71
5. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 砧打ちに係る身体的負担の軽減について -	71
6. 国選定保存技術「苧麻糸手績み」 - 技術の継承と後継者育成について -	71
第2節 文化財の調査・研究	73
1. 埋蔵文化財の調査	73
2. 指定文化財候補の調査	74
3. 市史編さん事業 - 宮古島市史の刊行 -	74
4. 市史編さん事業 - 市史資料の収集と保存・活用 -	74
5. 学術調査との連携	75
第3節 宮古島市の自然、天然記念物の保護	76
1. セマルハコガメ - 外来種としての国指定天然記念物への取組 -	76
2. オカヤドカリの密猟について	76
3. ツマグロゼミ - 種の保存 -	77
4. 宮古馬 - 種の保存 -	79
5. 宮古馬 - 保存のための健康管理 -	79
第4節 文化財愛護思想の普及・啓発の促進	80
1. 宮古島市の文化を知る機会の創出	80
2. 宮古馬の利活用	82

第5節 文化財の保存・管理と整備	84
1. 文化財の保存・管理	84
2. 文化財の現状変更について	85
3. 保存活用計画の作成	85
第7章 文化財の保存・活用に関する将来像	86
第1節 目指す将来像	86
第2節 基本的な方向性	86
1. 文化財を「守る」	86
2. 文化財を「学び・伝える」	86
第8章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	87
第1節 文化財を「守る」における課題	87
1. 調査・研究に関する課題	87
2. 文化財の保存に関する課題	87
第2節 文化財を「学び・伝える」における課題	87
1. 文化財の整備・活用に関する課題	87
2. 普及・啓発に関する課題	88
第3節 文化財を「守る」における方針	88
1. 調査・研究に関する方針	88
第4節 文化財を「学び・伝える」における方針	88
1. 文化財の整備・活用に関する方針	88
2. 普及・啓発に関する方針	89
第9章 文化財の保存・活用に関する事業	90
第1節 文化財の保存・活用に関する事業	90
第10章 文化財の保存・活用の推進体制	91
第1節 本計画の推進の体制	91
第2節 文化財の防災・防犯について	91

第1章 地域計画作成の目的及び行政上の位置づけ

第1節 地域計画作成の目的

1. 地域計画作成の経緯と目的

宮古島市は、沖縄諸島と八重山諸島の間に位置し、6つの有人島からなり、約56,000人が住んでいる。宮古島市は、平成17年に、旧平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町が合併し、誕生した。

平成27年に伊良部大橋が開通したことに加え、下地島空港の開港や、クルーズ船による外国人観光客の急増により、宮古島市の観光地としての知名度は飛躍的に上昇したといえる。これに伴い、ホテルや、観光施設などの建築も急増し、地価も高騰したことから「宮古バブル」とも称された。

しかし、このような急激な社会変化は、島の環境や、文化財にも大きな影響をもたらしている。まずは、開発に伴う埋蔵文化財への影響である。開発による埋蔵文化財の照会や、試掘調査の件数、記録保存調査は増加傾向にある。特に、伊良部大橋の開通に伴い、橋の起点となる、宮古島側の久松地域や、伊良部島の風景は大きく変わり、文化財の照会が多い地域である。また、リゾートホテルの立ち並ぶ宮古島の南海岸一帯も、増加する観光客の受け入れにあわせ、開発事業が盛んな地域である。これらの開発にあわせて行われる記録保存のための発掘調査により、遺跡の大部分が失われていく事例もみられ、埋蔵文化財の保護が求められる。

また、宮古島と池間島、来間島、伊良部島が橋でつながることで、宮古島へ生活の場を移す人も多くなり、周辺離島の住民の高齢化が進むのと同時に、島外からの移住者が増えることで、各島の社会構造に変化がおきている。このような社会構造の変化により、地域で長く継承されてきた祭祀や民俗行事に与える影響も大きく、それらの継承への取り組みは各地域で工夫がなされている。これらの民俗文化財の継承も大きな課題の一つとされる。

その一方で、観光産業は宮古島市の重要な産業分野であり、観光にあわせた文化財の活用も必要とされる。宮古島市教育委員会は、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して、市内の文化財散策冊子『綾道』の製作を行ってきた。また、令和3年10月から、中学校の統廃合により使用されなくなった砂川中学校を利用して、宮古島市歴史文化資料館を開館した。これらの事業を通じて、文化財の積極的な活用は、観光客だけではなく、市民にも求められているといえる。

その他にも、国の重要無形文化財である「宮古上布」や、その原材料となる「苧麻糸手績み」の技術の継承はさることながら、その担い手となる技術者の生活基盤を整えることも必要とされている。また、国の天然記念物である「セマルハコガメ」の取り扱いや、県の天然記念物「宮古馬」の保存・活用など多くの課題が山積している状況にある。これらの課題に対して、現状の整理と課題への取り組みを盛り込んだ計画を定めることは、宮古島市の文化財行政の急務であり、文化財保存活用地域計画の作成が必要とされている。



写真1 サンゴ礁と宮古ブルーの海

第2節 地域計画の行政上の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である、第2次宮古島市総合計画（後期計画）と第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）と整合性を図りつつ、本市における文化財の保存・活用に関する基本方針を記載するマスタープランとして、計画期間中に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとして作成するものである。また、市の地域創生、まちづくり、観光、教育などの関連分野の計画と連携を図りながら、各種事業を展開・推進するものとする。

1. 上位計画

(1) 第2次宮古島市総合計画－後期計画－（令和4年度～令和8年度）

宮古島市総合計画（以下、総合計画とする）は、「市民、事業者、地域団体、行政など宮古島市に関わる全ての人々の協働のもと、夢と希望にあふれた島づくりの実現を目指す」ことを目的として策定している。総合計画の中では、大きく6つの課題への取り組みが記され、文化財については「教育文化に関する課題」の中でその課題と施策の基本方針が取り上げられている。

【現状と課題】

- ・天然記念物である「宮古馬」は絶滅の危機にさらされており、保護対策と積極的な活用が必要である。また、宮古上布は技術者が減少傾向にあり生産拡大に向け人材育成や周知活動に取り組む必要がある。
- ・各種文化財の保護・適正管理に努め、市史編さん活動による市民への普及・啓発や魅力発信に取り組む必要がある。

【施策の基本方針】

各種文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に取り組み、市民の文化財愛護思想の普及・啓発を図ることで、地域の自然、歴史、文化を大切にする心を育む。

<目標項目>

宮古島市歴史文化資料館利用者数 令和2年度：200人 →
令和8年度：3000人

<施策一覧>

- ①「宮古馬」をはじめとする天然記念物の保護対策の推進
- ②「宮古馬」の繁殖計画や飼育環境の整備等による積極的な保存と活用
- ③宮古上布の技能後継者育成及び宮古上布の魅力発信
- ④歴史と文化の記録保存及び市史編さんによる市民への周知
- ⑤文化財の保存や修復、周辺環境整備による保護・適正管理
- ⑥文化財資料の展示・公開による郷土の歴史・文化への理解促進
- ⑦文化財散策冊子「綾道」を活用した文化財の魅力発信



写真2 県天然記念物「宮古馬」

(2) 第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）

宮古島市教育委員会では、「郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで主体性・創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）の策定に取り組んできた。令和4年4月には、総合計画との整合性を図り、第2次宮古島市教育ビジョンの検証を行うとともに、宮古島市の教育行政の更なる発展に取り組むことを目的として「第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）」（以下、第3次

教育ビジョンとする)が策定された。第3次教育ビジョンの中で、文化財の保存と活用について、現状の課題と重点施策が以下のとおり記されている。

【現状と課題】

近年、土地開発が活発に展開されており、開発によって埋蔵文化財や天然記念物の生息域の毀損・消失・減少が見られる。また、「宮古馬」を種として保存していくため繁殖計画を策定し、飼育場の整備、後継者の育成、活用にむけた馴致・調教を行っていく必要性がある。

宮古島市内には、164件の国・県・市指定文化財が所在している。これまで文化財web公開システムの充実化やパンフレットの作成、各史跡への説明板の設置、文化講座や展示会などを展開し活用を図っているが、文化財の適切な管理、保護が重要な課題となっている。また、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していくためにも、原材料となる苧麻糸手績みの技術を広めるとともに、苧麻糸の生産量の増加が求められている。

民俗文化財等の保存・継承については、市街地への人口流出や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、地域においては、若者の減少や祭祀を司る人材不足が懸念され、有形・無形の民俗文化財や民俗行事などの存続が危惧されている。

今後は、関係機関と連携を図り、貴重な天然記念物生息域の保護対策を推進するとともに、文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、新たな文化財の指定や保存・伝承について、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る必要がある。

【重点施策】

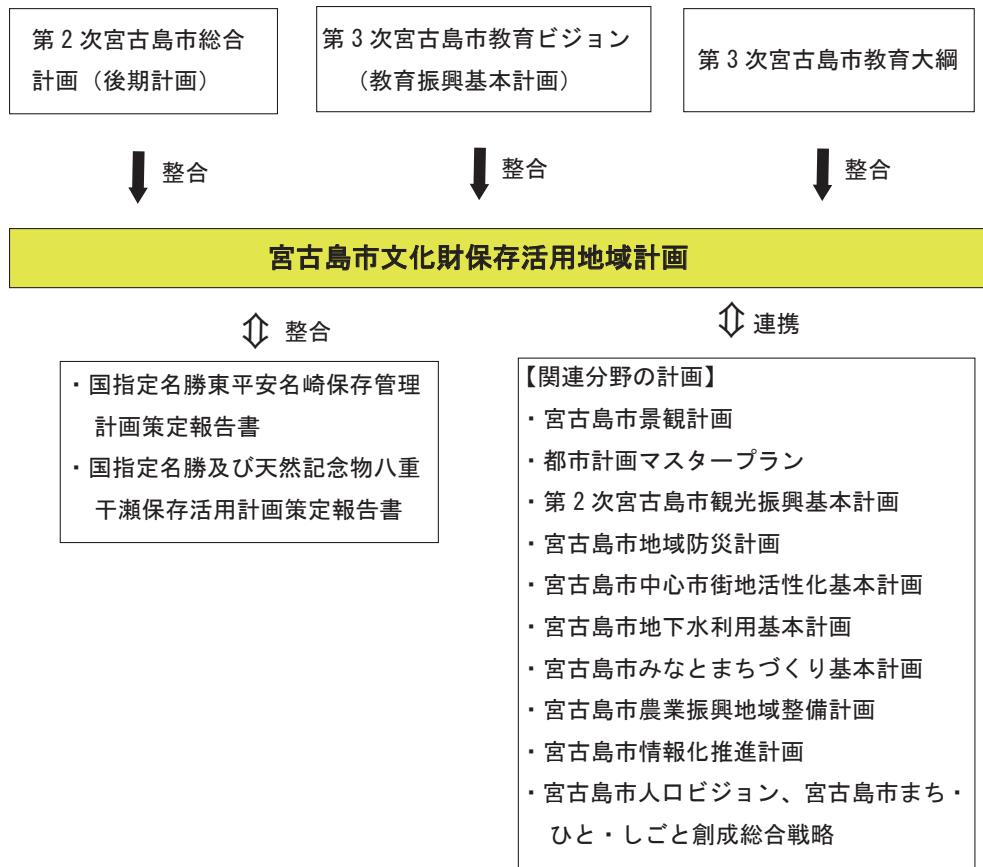
- ①天然記念物の保護対策の継続、「宮古馬」の繁殖計画、飼育環境の整備、後継者の育成、宮古馬の馴致・調教による積極的な保存・活用
- ②国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」のさらなる保全・活用
- ③国指定重要無形文化財「宮古上布」に関する技能後継者の育成事業推進、宮古上布の魅力発信
- ④宮古島市の歴史と文化の記録保存と市民への周知を目的とした市史編さん事業の実施
- ⑤文化財の保存や修復、周辺環境整備の推進による市民が文化財にふれる利便性向上
- ⑥宮古島市歴史文化資料館を中心とした、郷土の歴史・文化への理解を深めるための文化財資料の展示・公開などの利活用推進
- ⑦文化財散策冊子『綾道』を活用した文化財の魅力発信



写真3 アースオーブンの体験風景

(3) 第3次宮古島市教育大綱

宮古島市教育大綱は、市長と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針が定められている。第3次宮古島市教育大綱では、『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性・創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本理念とし、文化財の保存と活用については、「貴重な天然記念物生息域の保護対策や文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る」とされている。



第1図 関連計画における位置づけ

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間と定める。上位計画である第2次宮古島市総合計画と整合性を図り、その施策を反映させていくため取り組みの見直しを行い、必要があれば、計画の変更を検討していく。

なお、軽微な変更を行った場合、当該変更の内容について、県と文化庁に情報提供する。軽微な変更以外の「計画期間の変更」、「市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」の場合は、文化庁長官の変更の認定を受ける。

3. 本計画における文化財の定義

「文化財」とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としている。これらの中で、重要なものについては、国、県、市の指定等によって保護されている。また、未指定ではあるものの、多くの人々によって、これまで大切に守られ、伝えられてきた文化財が市内には多く残されている。本計画では、これら文化財保護法で定められた文化財（指定等、未指定にかかわらず）に加え、方言などを含めた、次の世代へ伝えたいモノ・コトを「文化財」とする。

第2章 宮古島市の概要

第1節 自然的・地理的環境

1. 宮古島市の位置

宮古島市は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ真ん中にあって、北緯24度～25度、東経125度～126度を結ぶ網目の中に位置している。沖縄島の那覇市からは、南西に約300km、台湾までは320kmで、おおよそ、その中間地に宮古島市は位置している。宮古島市の南西67kmの位置に多良間島が、約130kmの位置に石垣島が位置している。

宮古島市の総面積は203.90km²であり、宮古島(158.54km²)、池間島(2.80km²)、大神島(0.24km²)、来間島(2.82km²)、伊良部島(29.07km²)、下地島(9.68km²)の6つの有人島^{注1}があるが、大神島をのぞき、宮古島と各島は橋で繋がっている。宮古島と池間島を結ぶ池間大橋は、全長が1,425mで1992(平成4)年2月に開通し、宮古島と来間島を結ぶ来間大橋は、全長が1,690mと日本一の農道橋であり、1995(平成7)年3月に開通した。さらに、宮古島と伊良部島を結ぶ伊良部大橋は、2015(平成27)年1月に開通し、無料でわたることのできる橋としては最長の3,540mの全長を有している。これらの橋の開通により、島の人々の交通の利便性は各段にあがったといえる。唯一、橋の繋がっていない、大神島へは、海路が設けられており、島尻漁港と大神漁港とを結ぶ船が往来している。

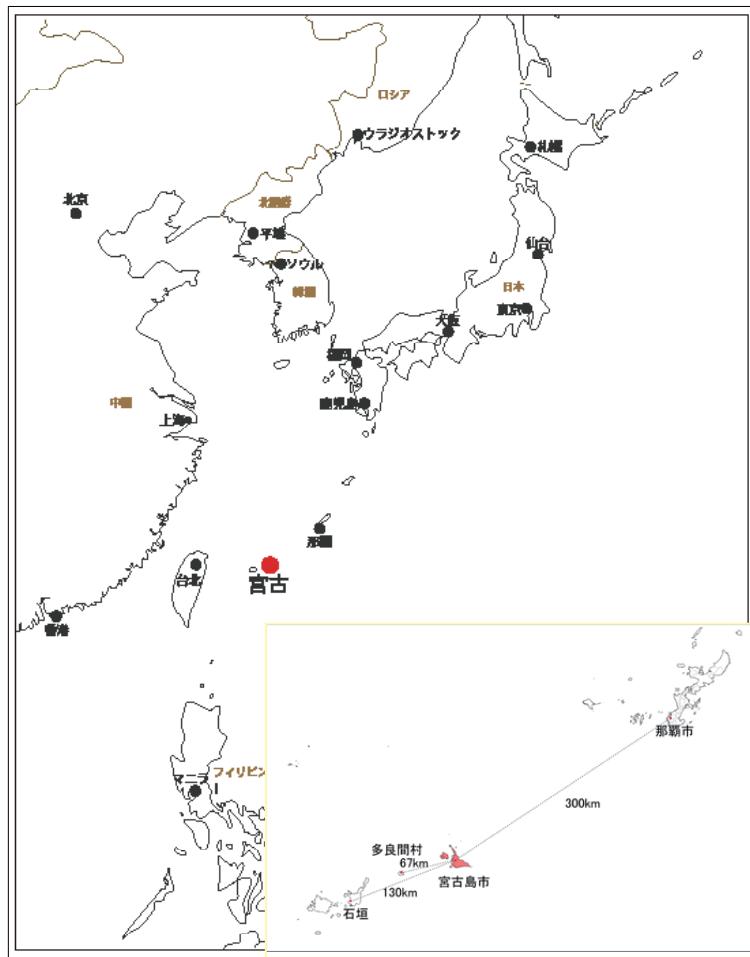
2. 宮古島市の地域区分

宮古島市は、平成17年10月1日に、平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町の1市3町1村が合併して誕生した。この旧市町村は、現在の宮古島市を大きく地域区分する単位になっている。

各地区の面積は、平良地域が64.95km²、城辺地域57.60km²、下地地域が23.66km²、上野地域が18.98km²、伊良部地域が、39.20km²である。

各地域の大まかな集落の単位を示す大字別にみると平良地域は15、城辺地域は9、下地地域は6、上野地域は4、伊良部地域は7つの大字から構成されている(表1)。

注1：各島の面積は、大神島を除いて国土地理院「令和7年度全国都道府県市町村別面積(1月1日時点)」、大神島については、沖縄県離島関係資料(令和3年)に基づく。



第2図 宮古島市位置図



第3図 宮古島市の島の位置図および地域区分図

表1 地域内の大字一覧

地域	大字
平 良	池間、大浦、大神、狩俣、久貝、島尻、下里、荷川取、西里、西仲宗根、西原、東仲宗根、東仲宗根添、前里、松原
城 辺	新城、砂川、下里添、友利、長間、西里添、比嘉、福里、保良
下 地	上地、嘉手苅、川満、来間、洲鎌与那霸
上 野	上野、新里、野原、宮国
伊良部	池間添、伊良部、国仲、佐和田、仲地、長浜、前里添



写真4 伊良部大橋



写真5 池間大橋

3. 地形・地質

(1) 島尻層群の形成

宮古島は、琉球石灰岩が隆起してできた、サンゴの島と紹介されることも多い。しかし、現在のような島々が形成される前には、中国大陸や日本列島とも陸地でつながっていた時期がある。

中新世中～後期（約1600万～500万年前）は、中国大陸から日本列島までが陸橋でつながっていた時代である。この陸橋を渡って大陸から琉球列島に最初の動物が渡來したと推測され、宮古島の島尻海岸や大神島から発見されるゾウ化石や、奄美大島や徳之島に現生するアマミノクロウサギも、この時期に渡來したと考えられている。

新第三紀中新世末～第四紀更新世初頭になると、陸橋は、複数の地質構造線によって分断される。しかし、大陸部分から陸域部分に大量の粘土や砂が運ばれ堆積していく。この粘土や砂の堆積層が、島尻層群であり、宮古島の基盤を形成する地層となっている。島尻層群は、奄美から八重山諸島まで帶状に拡がり、厚さは3,000m以上にもおよぶ。この島尻層群が隆起し、再び琉球列島は大陸と陸橋で結ばれる。この時、大陸から渡來した動物が、ゾウ、シカ、キヨン類、イノシシ、ヤマネコ、ネズミ類、鳥類、カエル、ハブなどで、現在の琉球列島の生物相を決定づけたとされる。宮古島市では、棚原洞からゾウ化石などが発見されている。

更新世前期（約100万年前）になると、陸橋は断層運動によって再び崩壊陥没し、浅海となり、



図1.9 新生代中新世中～後期（1千6百万～5百万年前）の海陸図（木崎・大城1977をもとに作成）



図1.12 新生代鮮新世（3百万年前）の海陸図（木崎・大城1977をもとに作成）



図1.14 新生代更新世初期（2百万年前）の海陸図（木崎・大城1977をもとに作成）



図1.15 新生代更新世前期（百万年前）の海陸図（木崎・大城1977をもとに作成）

第4図 宮古島市及びその一帯の地理的環境の変化（『宮古島市史第3巻 自然編 第II部 みやこの自然と人』より転載）



写真6 佐事川嶺凝灰岩層

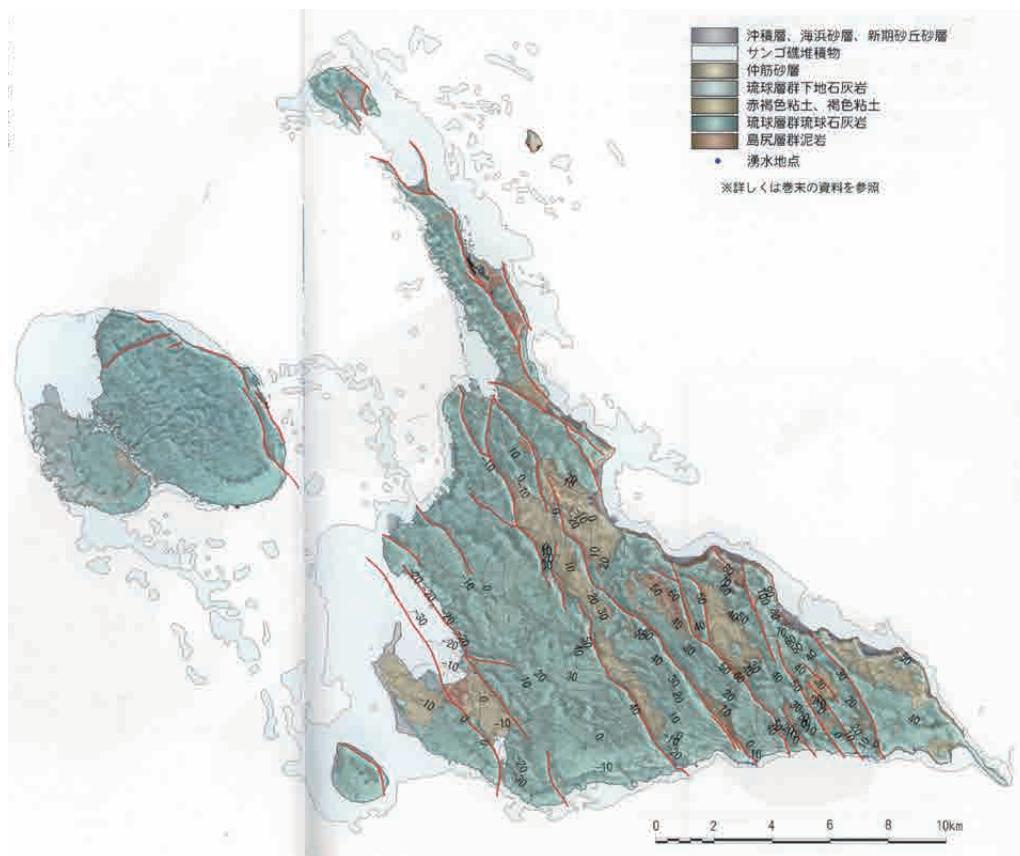
佐事川嶺の島尻層群内には、二枚の凝灰岩層が確認されている。凝灰岩層内には、凝灰質砂岩、泥岩とが堆積変化を示すなど、地層形成時の古環境がうかがい知れる。凝灰岩層の存在は、宮古島の形成に海底火山活動が関与していたことを示すものである。



写真7 島尻断層崖と海食台



写真8 シマジリクジラ化石



第5図 宮古島市の地質図

サンゴ礁の海域へと変じていく。この時に形成され始めたのが琉球石灰岩層である。伊良部島に分布する琉球層群最下部の形成時期は、前期更新世の終わり頃（約 110～130 万年前）であることが分かっている。

(2) 琉球石灰岩層の形成

宮古島は、隆起サンゴ礁の島であることから、総体的に標高の低い島である。その中でも、島を北西 - 南東方向にはしる丘陵が複数あり、宮古島の最高標高地点は、ミルク嶺の 114.8m である。島の大部分の基盤をなす琉球石灰岩は、多孔質であることから、水が浸透しやすく、地下には水によって溶食された洞窟が多数存在する。これらの洞窟には、横穴と縦穴があり、縦穴の洞窟は伊良部島に多くみられ、タウワインミィアブなどの文化財指定されている洞窟も複数ある。横穴の洞窟で、天井部分が崩落したドリーネ部分は、地表と横穴の洞窟を結ぶ入口となる。ドリーネの地底部が、島尻層群との不整合面からなる場合、地底部は地下を流れる水脈にあたる。このような洞窟内の水源地は、地表から地下へ下ることから、島ではウリガーと呼ばれている。代表的なウリガーとしては、盛加ガーや、城辺友利のあま井などがあり、島の水源として長く利用されてきた。



写真9 タウワインミィアブ（伊良部島）



写真 10 島尻東海岸のビーチロック

また、前述したウリガーと同様に丘陵斜面部の琉球石灰岩層と島尻層の不整合面から地表に水が流れ出してくる湧水地が、宮古島の東海岸の急崖部を中心に点在する。東海岸は、これらの豊かな水源を利用して、サトウキビ栽培が行われる前までは、島でも数少ない水田地帯であった。

また、これらの湧水が海に流れ出る海岸部に、ビーチロックが形成される。ビーチロックは、湧水に含まれる炭酸カルシウムが、海浜堆積物を膠結させてできるものであり、東海岸でよく形成されている。

また、保良のミヤード（宮土）では、ビーチロックの上に、鍾乳石の一種であるリムストーンが形成され、さらに湧水がリムストーンプールとなり、石灰華段丘をなしている。

海域部は、島の大部分でサンゴ礁が発達した海岸地形が形成されている。特に、宮古島の東海岸では、礁嶺が発達し、その内側には遠浅の海となる裾礁の地形が顕著である。また、伊良部島と下地島の北側の佐和田の浜一帯では、島を結ぶように礁嶺が発達した礁湖が形成されている。これらの遠浅の海域には、多くの魚類や貝類が生息し、島の人々の生活を支える漁場として活用されてきた。

また、池間島の北方5kmから15kmの範囲では、八重干瀬とよばれる広大なサンゴ礁群が形成されている。普段は、水深1～2mで沈水しているが、大潮時には100余りのリーフの内、70余りが浮上し、広い礁原を形成し、その範囲は、最大で南北17km、東西6.5kmにも及ぶ。



写真 11 保良石灰華段丘

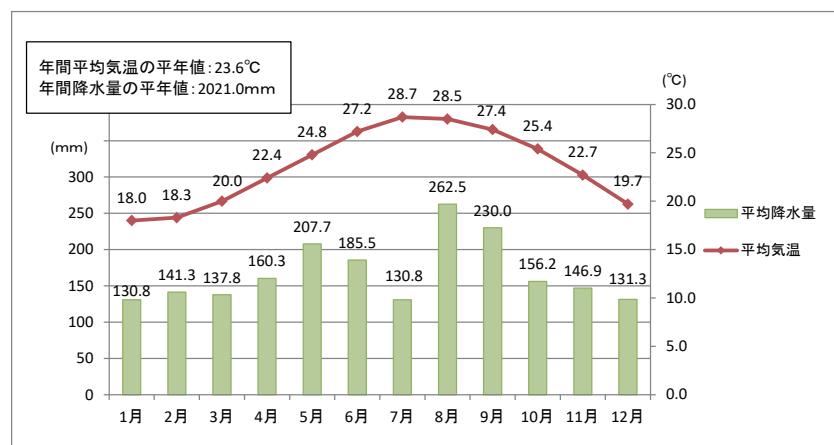


写真 12 八重干瀬

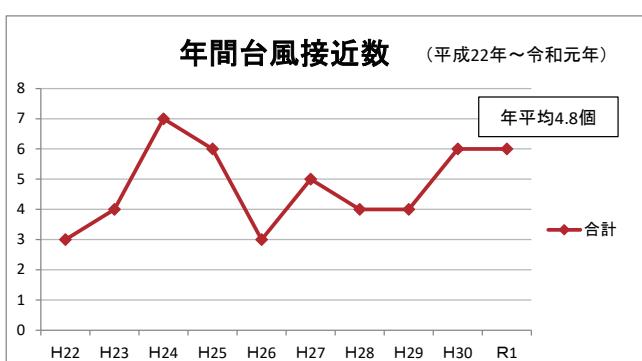
4. 気象

宮古島市の気候は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、年間の平均気温は23.6°C、年平均湿度の平年値は77%、年間降水量の平年値は2,021.0mmである。気温は、年間を通して温暖であり、最も寒くなる1~2月でも15°C~18°Cである。なお、これまでの宮古島での最低気温の極値は、1967年1月16日の6.9°Cである。

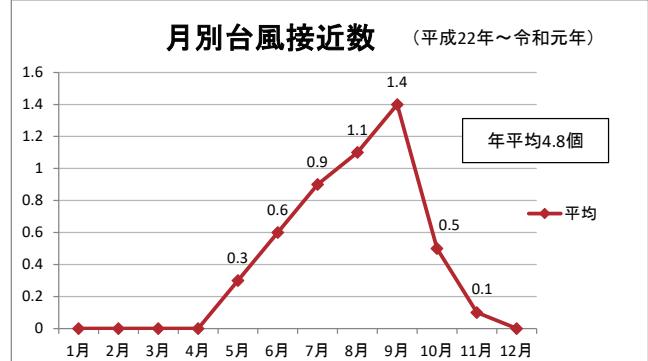
また、宮古島市は、台風銀座とも称されるように、台風の接近等が非常に多い地域である。平成22年から令和元年までに宮古島市へ接近した台風は、年平均4.8回であり、7月から9月が多い。過去に、宮古島に接近し、特に甚大な被害をもたらした台風は、1959年9月14日~16日にかけての宮古島台風（台風名：サラ）、1966年9月4日~6日にかけての第2宮古島台風（台風名：コラ）、1968年9月22日~23日にかけての第3宮古島台風（台風名：デラ）、2003年9月9日~12日の台風14号（台風名：マエミー）である。第2宮古島台風では、日本の平地での観測史上1位の最大瞬間風速85.3m/sを記録し、台風14号では、電柱がなぎ倒されるなどの被害が記憶に新しい。



第6図 宮古島市の月別の降水量と気温



第7図 宮古島市への年間台風接近数



第8図 宮古島市への月別台風接近数



写真13 第2宮古島台風コラ被害状況。全壊した家屋。
1966年9月6日撮影（沖縄県公文書館収蔵）



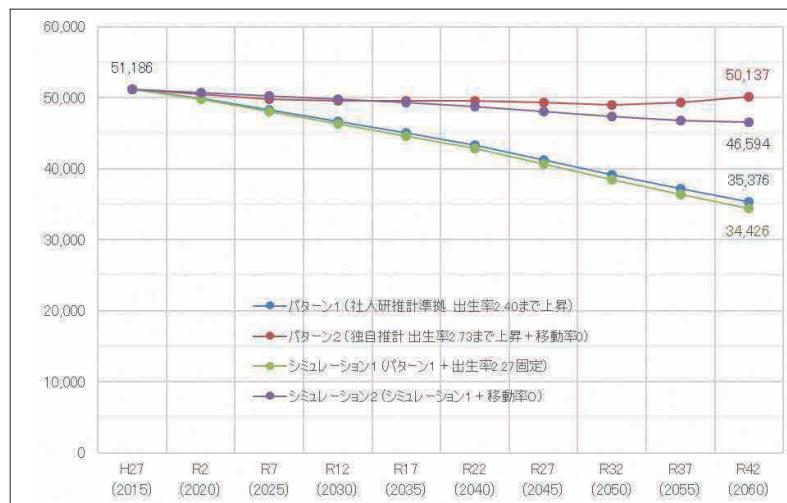
写真14 台風14号（2003年）通過後の状況

第2節 社会的環境

1. 人口の推移

国勢調査による大正9年からの人口の推移をみると、大正9年以降、昭和15年にやや減少するものの、それ以外は増加傾向にあり、人口のピークは、昭和30年の72,096人で、一世帯あたりの人口も、5人を越えていた。しかし、昭和35年以降は、減少をつづけ、平成27年には、51,186人にまで減少した。令和2年には、52,931人へと僅かに増加に転じているが、一世帯あたりの人口は、2.18人と最も少なくなっている。令和7年8月現在の人口は、55,474人である（住基登録人口）。

今後の、宮古島市の人団の推移としては、複数のシミュレーションが想定されているが、いずれも減少傾向にあり、2060年時点で、最も多い人口推移の想定で50,137人、最も少なくて34,426人が想定されている。



第9図 宮古島市の将来人口推移〔第2期宮古島市人口ビジョン
宮古島市まち・ひと・しごと創生（令和2年宮古島市）より転載〕

2. 交通機関

現在、宮古島市へのアクセスは空路を中心である。宮古空港では、宮古と那覇間を中心として、多良間空港、石垣空港を結ぶ県内の離島便に加え、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港などの大都市圏を結ぶ路線も1日に1往復程度の便が設けられている。その他、2019年からは、下地島空港も民間利用が開始され、スカイマークなどの航空会社により羽田空港や、神戸空港への運航や、香港行き等の国際線も運航され、宮古島への空路の活用の幅が広がっている。

海路は、宮古島の平良港と多良間島の多良間港を結ぶ海路のみで、1日1往復が運航している。他の海路は、貨物船で、那覇、石垣、台湾高雄間などが結ばれている。

島内での住民の交通手段は、車であり、1世帯あたりの車の保有台数は約1.8台である。観光客の多くが、レンタカーを利用しておらず、市内でもレンタカーカー会社が平成30年度末から令和5年度末の5か年間で3倍弱に急増している。

その他の交通手段として市内各地を結ぶバスも長らく利用されている。近年は、クルーズ船利用者の交通手段として、大型バスが利用されるようになり、市民や観光客のバスの利用の促進を図るための事業も展開している。



第10図 宮古島市を結ぶ空路・海路

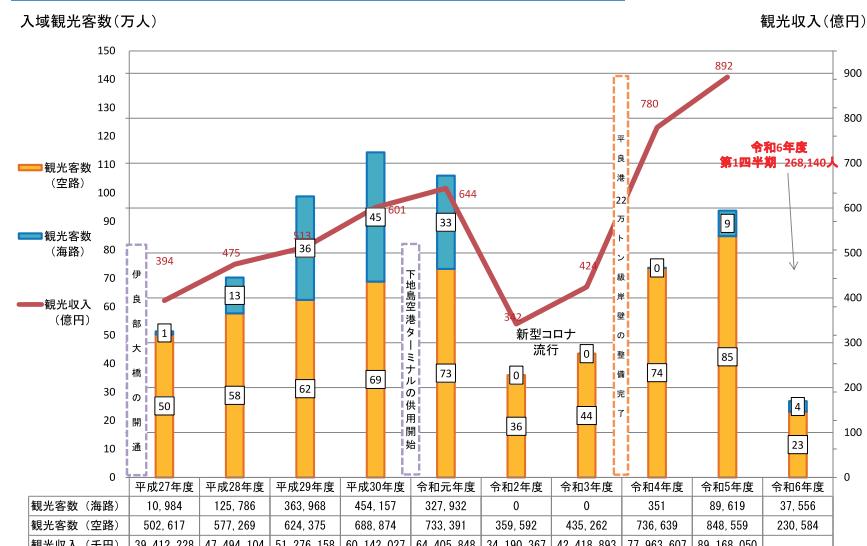
3. 観光

宮古島市の入域観光客数は、平成26年度までは年間40万人前後を推移していたが、令和6年時には、年間100万人を越えるにまで急増している。観光客が増加した要因は、平成27年の伊良部大橋の開通、平成28年度からの大型クルーズ船の入港数の増加、令和元年(2019)の下地島空港の供用開始が大きい。また、国外の観光客が増加したことでも大きな変化である。

令和2年(2020)から令和4年(2022)にかけて、新型コロナウイルスの流行により、一次的にその数は落ち込んだものの、平成30年度には、110万人を越えていた。第10図にみられるように、クルーズ船による観光客数の割合は徐々に増しており、その受け入れ態勢として、令和2年(2020)度に、平良港に14万トン級の岸壁の供用が開始され、令和4(2022)年に平良港に22万トン級岸壁の整備が行われている。クルーズ船の利用者の多くは国外の観光客であり、クルーズ船による入域観光客数が多かった平成30年度で国別にみると、最も多いのが中国で17万6462人、2位が台湾で5万6494人、3位が香港で2万5384人であり、圧倒的に中国からの観光客が多い状況にあった。また、下地島空港においても、ソウル、香港などの国際線を運航しており、より多様な外国人観光客のアクセスがみられる。

また、国内利用者も空路の利用を中心に増加し、令和5年度にはコロナ禍以前よりも多い85万人に達している。クルーズ船利用者は宿泊がほぼないものの、国内利用者の増加は、宮古島市内におけるホテルなどの観光施設建設の大きな要因となっている。

宮古圏域の入域観光客数・観光収入



第11図 宮古圏域の入域観光客数・観光収入



写真15 平良港に寄港する大型クルーズ船



写真16 下地島空港

4. 文化関連施設と団体

(1) 文化関連施設

①宮古島市総合博物館

宮古島市総合博物館（以下、博物館とする）は、宮古の自然と歴史、民俗、文化を明らかにすることを目的に平成元年11月1日（当時は平良市総合博物館）に開館した。文化財保護の一環として昭和54年に暫定的に設置された平良市歴史民俗資料館の資料を引き継ぎ、これに自然科学・美術工芸部門を組み入れて、新たに総合博物館として誕生した。

県内の市町村博物館では唯一の総合博物館であり、自然資料、旧家資料、歴史資料、民俗資料、美術・工芸資料、視聴覚資料などの多くの収蔵品を有している。博物館は、年4回程度の企画展に加え、博物館講座や、子ども博物館、博物館紀要の発刊などの活動を行っている。宮古島市の歴史、民俗、自然、美術工芸を1つの施設で学ぶことができ、県外からの来館者も多く、年間10,000～15,000人の来館者がある。



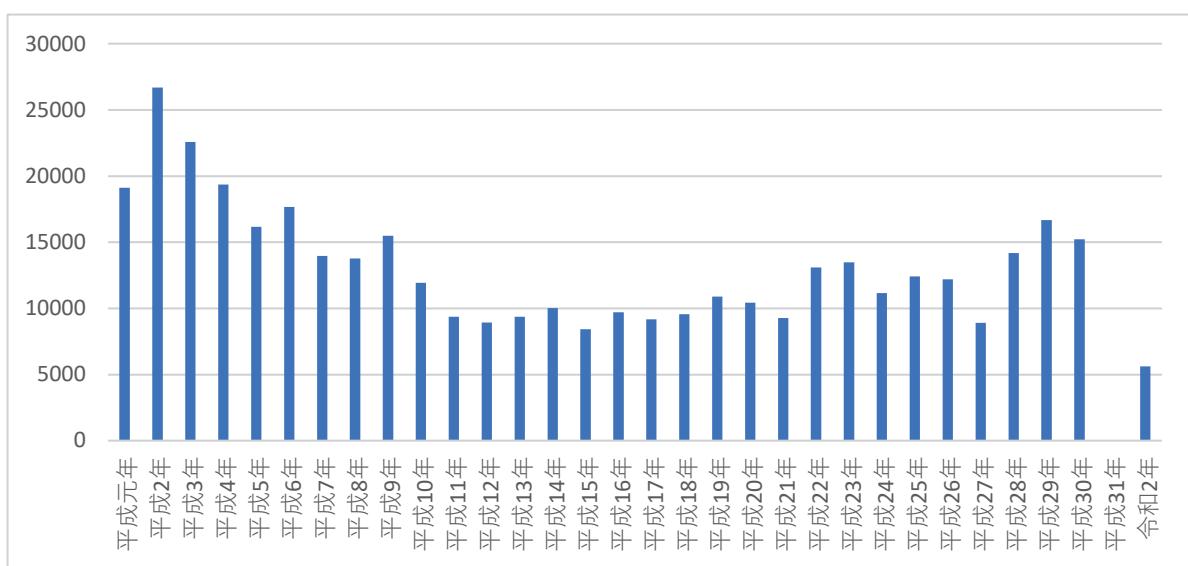
写真17 宮古島市総合博物館外観



写真18 忠導氏仲宗根家関係資料（市指定）



写真19 子ども博物館（苧麻にふれよう）



第12図 宮古島市総合博物館の入館者数

②宮古島市歴史文化資料館

宮古島市歴史文化資料館は、旧城辺地域内の中学校を1つに統廃合し、使用されなくなった砂川中の校舎を令和3年9月から利用し、常設展示室（埋蔵文化財展示室、苧麻績み展示室）や市史編さん室、埋蔵文化財資料整理室、埋蔵文化財収蔵室、企画展示室、文化講座室を設けている。歴史文化資料館では、埋蔵文化財と苧麻糸手績みに重点をおき、博物館での展示の理解をさらに深める内容としている。

宮古島市歴史文化資料館の利用者は、令和4年度が346人、令和5年度が1973人、令和6年度が3124人である。同館では、苧麻糸展示室の整備を進めるとともに、ブーンミ講座や、年に2～4回の企画展と、年8～10回の文化講座等を開催している。

③宮古馬放牧場

宮古馬放牧場は、城辺字長間に所在し、宮古馬保存会と宮古島市教育委員会とで宮古馬の保存と、繁殖・増頭を目的として宮古馬の集団飼育を行うとともに、令和5年9月からは、宮古馬を市民及び観光客などに周知することを目的として、宮古馬の歴史や、宮古馬の特徴などについて解説を行い、施設内の宮古馬に餌やり体験等を通して、今後の利活用にむけた試験的な無料見学案内（予約制）を実施している。令和6年2月時点で、雄馬6頭、雌馬5頭の計11頭を飼養している。令和5年の利用者数は、362組・1107人（7カ月間）、令和6年度は、720組・2048人である。

④ツマグロゼミ増殖施設

ツマグロゼミ増殖施設は、上野字新里に所在し、市指定天然記念物であるツマグロゼミを増殖、保護するために平成8年（1996）に設置した。施設内には、ツマグロゼミの生育木となるイスノキが多く植林されている。ツマグロゼミは、梅雨時期の5月～6月に羽化し、同施設は、ツマグロゼミの一大羽化地となっている。羽化になると、地域の子どもたちにより、施設内の草刈り活動などが行われている。



写真20 宮古島市歴史文化資料館外観



写真21 企画展示室・展示風景



写真22 宮古馬放牧場・雄馬の牧柵



写真23 ツマグロゼミ増殖施設

⑤宮古島市文化ホール（マティダ市民劇場）

宮古島市文化ホール（マティダ市民劇場）は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課が所管しており、音響施設などを兼ね備えた全892席を有する宮古島市最大規模の集会施設である。音楽演奏や、演劇、シンポジウムなどが開催され、令和2年（2020）度は年間40,161人が、令和6年（2024）度は年間34,767人が利用した。



写真24 宮古島市文化ホール正面の外観

⑥宮古島市未来創造センター（宮古島市立図書館・宮古島市中央公民館）

宮古島市未来創造センターは、2019年に開館した図書館と公民館の複合施設の総称である。市街地に近い位置にあり、駐車スペースも確保されているため、利用しやすい立地環境にある。

図書館内には、一般図書資料エリアのほか、子どもエリアや郷土エリアも充実している。ギャラリーや新聞コーナーが設けられており、令和5年度の年間利用者数は175,633人と、過去最高であった。蔵書数は、令和5年度時で207,968冊で、年間貸し出し数は255,097冊である。図書館では、令和4年12月から電子図書館もスタートしている。

公民館施設は、未来創造センターの中央公民館を中心に、久松地区公民館、下崎地区公民館、西原地区公民館、城辺公民館、上野公民館、下地公民館、伊良部公民館という地方公民館がある。中央公民館には、300人を収容できる多目的ホールの他に、スタジオ1～3、研修棟、調理棟、ギャラリーなどの施設を有し、年間37,422人が利用している。各公民館では、多彩な講座が開設され、年に1度公民館まつりが開催されている。

（2）文化関連団体

①宮古上布保持団体

宮古上布保持団体は、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術保持者で構成され、令和7年2月末時点での会員数は17名である。保持団体では、国・県・市からの補助を受け、宮古上布の技術の伝承や、技術研究を行っているほか、団体が収蔵している宮古上布のコレクション展などを開催している。

②宮古苧麻績み保存会

宮古苧麻績み保存会は、国選定保存技術「苧麻糸手績み」の技術保存団体であり、令和7年2月時点で、77人の会員で構成されている。保存会では、国・県からの補助を受け、苧麻糸手績みの研修を行い、その技術の伝承と普及に努めている。

③宮古馬保存会

宮古馬保存会は、沖縄県の天然記念物である宮古馬の管理団体であり、令和7年2月時点で、2名の個人会員、1団体で構成され、宮古馬の保存と活用を行っている。

④その他

宮古島市の指定文化財の中には、自治体や保存会などが管理者となっている文化財がある。これらの管理団体には、宮古島市教育委員会より、宮古島市指定文化財等保存管理補助金を交付し、その適正な保存と管理に努めている。

第3節 歴史的背景

1. 人類渡来の痕跡－旧石器時代－

沖縄県内には、山下町第一洞穴遺跡（那覇市）をはじめ、港川フィッシャー遺跡（八重瀬町）、白保竿根田原洞穴遺跡（石垣市）等の旧石器時代の遺跡が分布する。沖縄県内の旧石器時代の大きな特徴は、人骨の出土は数多く確認されるが、石器などの遺物の出土がない点にある。そのため、旧石器時代ではなく、後期更新世という時代区分が用いられる場合もある。多数の旧石器時代の人骨が発見される沖縄県内の島々は、これらの人々が渡来したルートや時期についても活発な研究が行われている地域でもある。

宮古島市内の旧石器時代の遺跡としては、ピンザアブ洞穴遺跡がある。ピンザアブ洞穴は、1982（昭和57）～1984（昭和59）年にかけて沖縄県教育委員会によって発掘調査が行われた。発掘調査では、石器など的人為的な遺物は出土しなかったものの、頭骨片などの人骨が出土し、隣接して確認された炭化物の放射性炭素年代の測定値は、25,000年～27,000年前であり、出土人骨も同時期のものと考えられている。また、発掘調査では、ミヤコノロジカやイノシシなどの多量の動物骨が出土している。ミヤコノロジカは、現在宮古島市内でのみ確認されている。同時期の沖縄県内の遺跡からは、リュウキュウジカや、リュウキュウムカシキヨンの2種のシカ骨が出土するが、宮古島市内では、これら2種のシカ骨の出土は確認されておらず、その分布や渡来ルートについては明確にされていない。

年代は旧石器時代よりやや下るが、約1万年前の遺跡としてツヅピスキアブがある。ツヅピスキアブは、2009（平成21）～2010（平成22）年にかけて宮古島市教育委員会が発掘調査を行った。約9000～10000年の層位からは、ミヤコノロジカやイノシシ骨とともに、チャート製の石器が出土し、未加工のチャートの円礫も多数出土している。人為的な遺物の出土する遺跡としては、ツヅピスキアブが宮古島市内で最も古い遺跡である。ツヅピスキアブでは、この層よりもさらに下の地層では、炭化物が密に検出されており、炭化物の放射性炭素年代測定は、約10000年前の年代がえられている。県内の他地域との関連性も含め、現在も研究が進められている。



第13図 東アジアの旧石器人骨出土遺跡



写真25 ピンザアブ洞穴内での調査風景



写真26 ピンザアブ洞穴での発掘作業風景



2. 宮古・八重山諸島独自の先史文化－無土器期－

縄文から弥生時代にかけて、沖縄諸島は独自の文化要素を有しながらも、少なからず北からの文化の影響を受けている。しかし、沖縄島と宮古島を隔てる約300kmの海域は、土器文化の波及を阻み、無土器期という宮古・八重山諸島独自の文化が展開する。

宮古島市内における無土器期の年代は、放射性炭素年代測定値の結果などから約2900年前から1200年前に位置づけられる。無土器期は、その字が示すように土器の出土が確認されていない遺跡の時代であり、国内では、宮古・八重山諸島にのみ確認される。宮古島市内の無土器期の遺跡は、放射性炭素年代の測定値から、2900年～1900年前の前半期の浦底遺跡、アラフ遺跡などと、1500年～1200年前の後半期の島尻南嶺の長墓遺跡、友利元島遺跡に時期区分される。

前半期の浦底遺跡、アラフ遺跡は、宮古島の東海岸に位置する遺跡である。海岸線は弓なりの弧状をなし、海域部には遠浅のリーフが発達する。陸域部は、砂丘が形成され、背の丘陵中腹部あたりから、湧水が海岸線にむけて流れ出ている。土器を有しない人々の調理法を示す遺構と考えられているのが、集石遺構である。火を受けた石灰岩がまとまった状態で検出されるこの遺構は、アースオーブンもしくはストーンボイリングの跡と推察される。また、無土器期の遺跡からは、シャコガイを素材とした貝斧が多く出土する。シャコガイ製貝斧は、フィリピンや太平洋諸島の島々の遺跡からも出土する道具であるが、浦底遺跡からは、製作途中のものも含め200本以上のシャコガイ製貝斧が出土しており、世界でも類を見ない出土量である。アラフ遺跡からは、用途の異なるシャコガイ製貝斧4点と枝サンゴ1点がまとった状態で検出されており、本来は植物性の容器に入れて埋納した跡であり、祭祀的な意味を有していたと考えられている。その他にも、スイジガイ製利器やサメ歯有孔製品など多様な貝、骨製品が出土する。



3. 島外からの文化の波及 - ゲスク時代（古琉球期）-

11世紀後半から12世紀になると、北からの新たな文化が宮古島に波及した。これは、この時期の遺跡から県内では共通して、滑石製石鍋及びその関連製品、カムイヤキ、白磁玉縁碗が出土するためである。また、放射性炭素年代測定によって、この時期に埋葬された人骨の遺構も複数例確認されおり、沖縄島の文化が伝わったことを示している。

その後、13世紀後半から14世紀中頃になると、宮古島市内の遺跡から出土する遺物の量が増えてくる。遺跡から出土する中国産の陶磁器の種類を分析すると、この時期の宮古・八重山諸島と沖縄諸島とでは出土する中国産陶磁器の種類に違いがあることが分かっている。13世紀後半から14世紀中頃にかけては、これまでの北からの交易路ではなく、中国南部から台湾を経て八重山諸島、宮古諸島へといたる南からの新しい交易が形成され、新たな文化の波及が宮古諸島にあったことが分かっている。また、この時期、宮古島東部の標高の高い丘陵部に石積みをもった遺跡が数多く形成されるようになる。代表的な遺跡として、高腰城跡や、大浦多志城跡、オイオキバル遺跡などがある。これらの石積みは、未加工の石灰岩を積み上げた野面積みで、丘陵上部を囲っている。1727年に編纂された『雍正旧記』では、石積みをもった遺跡の多くには、按司とよばれる地域の有力者の居城であったと記されている。

15世紀中頃から16世紀になると、宮古島市の集落遺跡から出土する遺物の量はさらに急増し、市内各地に多くの遺跡が形成されてくる。この時代の遺跡は、海岸線や海岸を望む丘陵台地にあり、多くの掘立柱建物や、埋葬遺構などが確認されている。また、外間遺跡や、根間・西里遺跡では、ごみ捨て場と考えられる大きな穴（大型土坑）から多量の土器や、陶磁器とともに、当時の食料であった貝や動物骨、オオムギやアワなどが出土し、集落の人々の生活の様子を伝える。また、16世紀になると1500年のオヤケアカハチの乱にも見えるように、宮古島の仲宗根豊見親は、首里王府軍の先導を務めており、首里王府の支配下にあった。

4. 近世琉球期

近世琉球期は、1609年の薩摩侵攻から1879年の廃藩置県までの時期を示す。近世琉球期になると、首里王府から在番が派遣されるとともに、宮古島市は平良、下地、砂川の3つの間切とよばれる行政区が設けられ、各間切を治める頭や、地方役人の制度も整備されていった。また、古琉球期に引き続き、漲水泊（現在の平良港）が宮古島唯一の交易港として使用され、その港の周辺には、在番仮屋や蔵元などが整備され、宮古島の港湾、行政の中心となった。

琉球王府の統治にともない、税制も整備された。宮古・八重山諸島においては、人頭税とよばれる15歳から55歳までの男女を対象とする、定額納税の制度がしかれる。人頭税制のもと、男性は粟が、女性は反布が租税として課せられた。近世琉球期は、各集落に番所とよばれる役人がつめて、業務を行う施設が整備される。これらの村番所は、現在の公民館と場所が重複することが多いが、この村番所をブンミャーとも称する。これは、村番所を直接示す名称ではなく、村番所内に設けられた、上布の製作施設のことをいう。ブンミャー内では、集落から選ばれた織りの上手な女性が集められ、役人の監視下のもとで、首里王府より発注された図案の上布の製作に



写真31 住屋遺跡

従事させられた。

また、士族と農民の階級差がより顕著になったのも、近世琉球期からである。士族層では、家譜の編さんが進められ、文化財指定されているような「豊見親墓」や、「西ツガ墓」などの大型の墓の建造などもみられる。代表的な士族としては、仲宗根豊見親の子孫となる忠導氏仲宗根家、与那覇勢頭豊見の子孫となる白川氏などがあげられる。

その他、18世紀後半から19世紀中頃にかけて、宮古島を含む沖縄県の周辺海域を、イギリスを中心とした西欧船が行きかうようになる。宮古島周辺は、中国の上海あたりから、アメリカや自国を結ぶ交易に活発に使用されるようになり、在番記にも数多くの異国船が座礁していることが分かる。

5. 近代 - 人頭税の廃止運動 -

近世琉球期から、宮古島の農民を苦しめ続けた人頭税の制度について、1887（明治20）年ごろから、宮古農民の間に「島政改革・人頭税廃止」を要求する農民運動が展開された。人頭税廃止運動は旧支配層、官権の厳しい弾圧を受けたが、宮古30余村の農民は結束を固め、明治政府ならびに帝国議会への請願代表として中村十作・城間正安・平良真牛・西里蒲の4名を上京させ関係機関に陳情させた。

1894（明治27）年3月、人頭税廃止の確約を得て一行が帰ると、農民は総出で漲水港に迎え鏡原馬場において盛大な祝宴と競馬やクイチャーなどを催し宿願達成の喜びを分ち合ったと伝えられている。

6. 沖縄戦時の宮古

宮古島で、戦争の足音が近づき始めたのは、昭和18年の海軍飛行場の建設に伴う、土地の接收の頃からである。平坦な島である宮古島には、先の海軍飛行場に加え、陸軍中飛行場や、西飛行場という3つの空港が整備される。当初、宮古島へも上陸の可能性があったため、約6,500人が生活をする宮古島市内に、約30,000もの兵が配備される。幸いなことに、宮古島市において、地上戦はなかったものの、十・十空襲や、五・四艦砲などによる被害を受けており、昭和20年の3月以降は、ほぼ毎日のように空襲を受けている。空襲の対象の多くは、空港の滑走路であつたため、住民も含め昼夜を問わず、滑走路の補修工事が行われた。また、宮古島での沖縄戦の特徴としては、約30,000もの兵が入島することにより、食料不足と、居住域拡大のためのマラリアの蔓延によって多くの犠牲者がでたことがある。

宮古島市教育員会では、平成29年度より戦争遺跡の分布調査を行っており、現在までに200以上の戦争遺跡が確認している。



写真32 下里添の野戦重火器秘匿壕群



写真33 平和学習風景



第14図 戦時下の宮古島の様子

7. 戦後～現在

太平洋戦争終結と米軍が施政権を布告した1945(昭和20)年から、日本復帰の1972(昭和47)年までの期間は、米軍占領期である。宮古諸島も、米軍の占領下となり、現在の野原岳の航空自衛隊の場所は、米軍の基地が置かれていた。行政機関は、宮古支庁を頂点とする体制が継続するが、1946(昭和21)年に、宮古郡会が開かれ、戦後の宮古群島の行政が本格化した。

1952(昭和27)年に、琉球政府が創立され、宮古・八重山にも地方庁が開設される。この時期、宮古島市の生活を大きく変えたのが電気・水道・桟橋の3つの市民生活の基盤を整備した、石原雅太郎による三大事業である。

やがて、27年の米軍占領期を経て、1972(昭和47)年に、沖縄県は日本に復帰した。復帰に伴い、市内での開発行為も活発化し、生活の様子も変化した。宮古島の農業を大きく変えた地下ダムの建設事業は、1987(昭和62)年に始まり、それに伴う農業に機械化を推進するためのほ場整備工事も市内全域で行われた。また、1986(昭和61)年には、池間大橋の工事が着工し、その後は、来間大橋、伊良部大橋が建設され、島の人口や生活の様子などが徐々に変化してきている。文化・スポーツ面では、1985(昭和60)年に、第1回宮古島トライアスロン大会が開催され、現在にいたるまで、宮古島市を代表する一大イベントとなっている。

2005(平成17)年、旧平良市、城辺町、下地町、伊良部町、上野村の1市3町1村が合併し、宮古島市が誕生した。

第3章 宮古島市の文化財の概要

第1節 文化財の概要

1. 指定等文化財の概要

宮古島市内には、令和7(2025)年8月末時点で、国・県・市指定文化財が157件あり、沖縄県内では、最多の数である。内訳としては、国指定文化財が15件、国選択文化財が1(1)件、国登録文化財が3件、県指定文化財が15件、県選択文化財が1件、市指定文化財が122件である。なお、宮古島市の登録文化財制度はあるものの、登録件数は0件である。その他、重要無形文化財「宮古上布」等の織物の糸の製作技術として、「苧麻糸手績み」が国の文化財の保存技術として選定されている。

第2表 宮古島市内の指定文化財内訳

令和7(2025)年8月末時点

類型		国指定・選定	国選択	県指定	県選択	市指定	国登録	市登録	合計
有形文化財	建造物	1	-	0	-	5	2	0	8
	美術工芸品	0	-	0	-	0	0	0	0
	絵画	0	-	0	-	0	0	0	0
	彫刻	0	-	0	-	0	0	0	0
	工芸品	0	-	0	-	0	0	0	0
	書跡・典籍	0	-	0	-	4	0	0	4
	古文書	0	-	0	-	2	0	0	2
	考古資料	0	-	0	-	0	0	0	0
	歴史資料	0	-	0	-	2	0	0	2
無形文化財		1	0	0	0	0	0	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	3	-	13	0	0	16
	無形の民俗文化財	1	1(1)	0	1	15	0	0	18
記念物	遺跡	2	-	7	-	55	0	0	64
	名勝地	3	-	0	-	3	1	0	7
	動物・植物・地質鉱物	7	-	5	-	23	0	0	35
文化的景観		0	-	-	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	-	-	0
合計		15	1(1)	15	1	122	3	0	157

*国指定の「宮古島のパントウ」は、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（いわゆる国の記録選択）」にも選定されているため、表中では（）とされています。

*国名勝及び天然記念物に指定されている「下地島の通り池」と「八重干瀬」は国指定名勝地で計上

2. 未指定文化財

宮古島市において、令和7(2025)年8月末時点で把握している未指定文化財の件数は、40件である。その内訳は、美術工芸品として、書跡・典籍が1件、考古資料が1件、歴史資料が1件の計3件、有形の民俗文化財が12件、記念物として遺跡が16件、植物が1件、地質鉱物が7件の計24件、その他（方言）が1件となっている。

現在の指定文化財と同様に、有形の民俗文化財、記念物が多い傾向にある。記念物の内の遺跡の内訳は、16件の内、9件が戦争遺跡となっており、戦後80年をむかえ、戦争遺跡への関心の高まりがうかがえる。

第3表 未指定文化財内訳 令和7(2025)年8月末時点

類型		合計
有形文化財	建造物	0
	美術工芸品	0
	絵画	0
	彫刻	0
	工芸品	0
	書跡・典籍	1
	古文書	0
	考古資料	1
無形文化財	歴史資料	1
	民俗文化財	0
	有形の民俗文化財	12
	無形の民俗文化財	0
	記念物	16
	遺跡	16
	名勝地	0
	動物・植物・地質鉱物	8
文化的景観		0
伝統的建造物群		0
その他	宮古島市の方言	1
合計		40

写真35 パナタガー嶺の野戦重火器砲壕跡



写真34 海軍の地下壕群



第4表 未指定文化財一覧①

番号	種類		名称	所在地	備考
1	有形文化財	美術工芸品	典籍 「知野里壺」碑	平良	
2		考古資料	アラフ遺跡出土貝斧埋納資料	城辺字新城	
3		歴史資料	祥雲寺関係資料	平良字東仲宗根添	宮古島市総合博物館収蔵
4	民俗文化財	有形の民俗文化財		下地字来間	
5		有形の民俗文化財		上野字野原	前ぬ井は自衛隊基地内
6		有形の民俗文化財		平良字福山	唐人大浦多志
7		有形の民俗文化財		平良字福山	唐人大浦多志
8		有形の民俗文化財		伊良部字伊良部	
9		有形の民俗文化財		伊良部字池間添	大和井類似の井
10		有形の民俗文化財		上野字野原	一部残る
11		有形の民俗文化財		平良字狩俣	狩俣三石門の一つで現存
12		有形の民俗文化財		城辺字比嘉	
13		有形の民俗文化財		伊良部字池間添	
14		有形の民俗文化財		平良字狩俣	
15		有形の民俗文化財		下地字石川	

第5表 未指定文化財一覧②

番号	種類	名称	所在地	備考
16	記念物	遺跡	箕島遺跡	城辺字友利 古琉球期
17		遺跡	砂川元島遺跡	城辺字砂川 古琉球期～近世琉球
18		遺跡	保里遺跡	平良字荷川取 古琉球期
19		遺跡	オイオキ原遺跡	平良字福山 古琉球期
20		遺跡	新里元島	上野字新里 古琉球期～近世琉球
21		遺跡	宮国元島	上野字 古琉球期～近世琉球
22		遺跡	あやぶにの墓	城辺字友利 古琉球期～近世琉球
23		遺跡	パナタガーラ嶺の野戦重火砲壕跡	平良字大浦 戦争遺跡
24		遺跡	二重越の地下壕群	平良字東仲宗根 戦争遺跡
25		遺跡	海軍の地下壕群	平良字東仲宗根 戦争遺跡。植物園の裏
26		遺跡	海軍電波探知機跡	城辺字下北 戦争遺跡
27		遺跡	東保茶根の戦争遺跡群	城辺字友利 戦争遺跡
28		遺跡	陸軍中飛行場戦闘指揮所跡	上野字野原 戦争遺跡
29		遺跡	御真影奉遷所壕跡	上野字野原 戦争遺跡
30		遺跡	池間の奉安殿	平良字池間 戦争遺跡。修復の必要あり
31		遺跡	南静園の戦争遺跡群	平良字島尻 戦争遺跡
32		植物	伊良部の大樹	伊良部字仲地 宮の華酒造所の隣
33		地質鉱物	宮古島ビーチロック群	城辺字保良・吉野・新城・福山・大浦・来間島 マイバー・ユドマリヤ・吉野・新城・クバスバマ・ウプカード・ナガマバマ
34		地質鉱物	大神島露頭	大神島 化石・鉱物等 波痕（クロスラミナ）
35		地質鉱物	比嘉のタカサワ露頭	城辺字比嘉
36		地質鉱物	ヤーバル洞穴	平良 島内唯一の縦穴洞
37		地質鉱物	池間島円筒状縦穴地形	平良字池間 埋没化石林地形説 浸食地形説 海岸と潮間帯に分布
38		地質鉱物	シギラビーチ海岸	上野 隆起サンゴ礁地形
39		地質鉱物	佐和田津波石群	伊良部 明和津波石群 転石群
40	その他	宮古島市の方言	宮古島市内	

3. ユネスコ無形文化遺産

宮古島のパントウ（島尻のパントウ、野原のサティパロウ）を含めた「来訪神：仮面・仮装の神々」が2018（平成30）年にユネスコの無形文化遺産に登録された。

4. 文化財の概要と特徴

（1）有形文化財・建造物

建造物は、国指定の「豊見親墓」の1件に加え、市指定の「久松みやーか（巨石墓）群」、「西ツガ墓」など5件の総計6件が文化財指定されている。年代は、古琉球期が2件、近世琉球期が2件、近代が2件である。地域別にみると、平良地域が4件、城辺、下地が1件と平良地域に多くみられる。

（2）有形文化財・書跡・典籍

書跡・典籍は、市指定が4件であり、いずれも個人管理となっており、「本村家報本碑」、「恩河里之子親雲上の墓碑」は、細粒砂岩を利用している。宮古島市内では、細粒砂岩の産出場所も限られていることからみても、文化財的価値が高いといえる。未指定文化財では、沖縄戦時の「知野里塚」が1件ある。

（3）有形文化財・古文書

古文書の指定文化財は2件と少ない。古文書はいずれも近世琉球期に作成された家譜である。宮古島の士族階級の中で、家譜は多く作成されており、『平良市史』の中でも紹介されている。歴史資料内にも家譜が含まれており、近世琉球期の記録を知るうえで重要な資料群である。

（4）有形文化財・考古資料

考古資料は、現在指定文化財は0件であるが、未指定文化財として、約2900～1900年前の「アラフ遺跡出土貝斧埋納資料」が1件あげられている。

（5）有形文化財・歴史資料

市指定の歴史資料は、「忠導氏仲宗根家関係資料」と、「向斎氏本村家関係資料」の2件である。いずれも、複数の資料を関係資料として一括して文化財指定している。忠導氏、向斎氏とも、宮古島市を代表する有力な士族である。特に「忠導氏仲宗根家関係資料」には、忠導氏家譜正統や、御嶽由来記、雍正旧記、宮古島記事、宮古島記事仕次などの近世琉球期の歴史史料も含まれているほか、「金頭銀茎簪」は、1500年のオヤケアカハチの征討に際して、尚真王より仲宗根豊見親が授かったことが「球陽」などにも記されており、その歴史的価値は非常に高い。また、獅子や鳳凰の金細工は、当時の沖縄と、日本本土との交流を考えるうえでも非常に重要な資料である。未指定文化財では、博物館収蔵の「祥雲寺関係資料」が1件ある。

（6）無形文化財

無形の文化財等は、国指定重要無形文化財「宮古上布」があり、関連する文化財の保存技術として国選定保存技術「苧麻糸手績み」の2件である。宮古上布は、近世琉球期から人頭税と呼ばれる税の一つとして納められていた歴史的背景もあり、人頭税廃止後は、宮古島の一大産業として最盛期をむかえた。しかし、現在では、その生産量も激減し、重要無形文化財「宮古上布」の保持団体である宮古上布保持団体によって、その伝統的な技術の保存と継承に力が入れられている。宮古上布の生産が減少した背景には、和装から洋装への生活様式への変化が大きな要因とされる他、その原材料となる苧麻糸の生産量が激減したことその要因の1つである。苧麻糸手

績みについても、選定保存技術「苧麻糸手績み」の保存団体である宮古苧麻績み保存会によってその技術の保存と継承が行われている。

(7) 民俗文化財・有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、県指定の「喜佐真御嶽」、「城辺町の友利のあま井」、「ウイピヤームトゥの祭場」の3件を含め、「キャザ井」や「スカブヤー御嶽」などの市指定13件をあわせて16件である。有形の民俗文化財の内訳をみると、御嶽関係、湧水地関係がともに7件と大きな割合を占めている。これは、集落での人々の生活に最も関わり深い、祭祀と水が反映されているといえる。未指定文化財は、12件があげられているが、7件は水に関連する文化財であり、その他、古墓や、御嶽などがある。

(8) 民俗文化財・無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、国指定の「宮古島のパントウ」がある。これは、「宮古のパントウ」として国選択にもなっている。その他、国選択として「野原のマストウリヤー」、「宮古のクイチャー」がある。市指定は、「ヤーマス御願」、「川満の棒踊り」など15件である。市指定の無形の民俗文化財の多くは、人頭税の過酷な税制に関わるものや、豊年祭など、集落の年中行事に關係するもので占められている。これらの文化財の中でも「クイチャー」は宮古島市を代表する無形の民俗文化財であるとともに、地域によって違いもみられ、荷川取、うるか、友利のクイチャーが文化財に指定されている。

(9) 記念物・遺跡

文化財指定の件数は、64件と他の種の文化財と比べ、圧倒的に数が多い。国指定では、「大和井」、「先島諸島火番盛」（池間、狩俣、島尻、来間、砂川、大神）の2件、県指定では、「ドイツ皇帝博愛記念碑」、「仲宗根豊見親の墓」、「上比屋山遺跡」、「野原岳の靈石」、「スムリヤーミヤカ」、「下地町の池田矼」、「高腰城跡」の7件、市指定文化財が55件の内訳となる。文化財指定



写真36 オイオキバル遺跡

の多くは、古琉球期から近世琉球期の年代のものが多いが、旧石器時代の遺跡として「ピンザアブ」、無土器期の遺跡として「アラフ遺跡」が文化財指定されている。未指定文化財は、16件あり、未指定文化財の中では、最多である。遺跡の年代の内訳をみると、グスク時代が7件、沖縄戦時9件である。

(10) 記念物・名勝地

名勝地は、国指定の「東平安名崎」や「八重干瀬」、「下地島の通り池」の3件を含め、「佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面」、「白鳥崎岩礁海岸地域」など7件が文化財指定されている。これらの文化財は、いずれも琉球石灰岩に起因するものであり、宮古島市特有の名勝地であるといえる。

(11) 記念物・動物、植物、地質鉱物

天然記念物は、地形・地質が国指定「宮古島保良の石灰華段丘」、「下地島の通り池」、「八重干瀬」の3件に、市指定「シマジリクジラ化石」、「仲原化石」など7件を加えた10件が文化財指定されている。「下地島の通り池」、「八重干瀬」は名勝との重複指定である。先の市指定の2件は、化石関係であり、洞窟関係で2件、断層・断崖関係の2件などの種類に分けられる。

動物では、国指定の「オカヤドカリ」、「カラスバト」、「リュウキュウキンバト」、「キシノウエトカゲ」の4件に加え、県指定の宮古馬、ミヤコサワガニ、ミヤコカナヘビの3件、市指定の「ツマグロゼミ」1件の計7件が文化財に指定されている。国指定の4件は、いずれも地域を定めずの指定であるが、県指定の3件は、宮古島固有の動物である。

植物では、県指定の「国仲御嶽の植物群落」、「東平安名崎隆起珊瑚礁海岸風衝植物群落」の2件、と市指定の14件の総数16件が文化財指定されている。植物の文化財指定をみると、植物群落として一定の範囲を文化財指定するものが多く、その多くが御嶽一帯の植物群であることが一つの特徴である。御嶽は、古くから集落の神聖な場所として保護されてきているため、現在にいたるまでの、その一帯の植物群は、宮古島固有の植物相を示している。植物種としての指定は、「ミヤコジマソウ」、「ミヤコジマハナワラビ」、「イラブナスビ」がある。未指定文化財としては、植物が1件、地質鉱物が8件があげられており、洞窟や海岸地形に関するものが多い。

(12) その他の文化財

その他、未指定であるが、宮古語の方言がある（方言は地域ごとに違いがあるが、それを全てまとめて宮古語としている）。

第6表 国指定文化財内訳

地区	記念物						有形文化財		無形文化財			民俗文化財		合計										
	天然記念物			名勝	名勝及び天然記念物	史跡	建造物		無形文化財	選定保存技術	無形民俗	無形民俗文化財選択	有形民俗											
	植物	動物	地質				指定	登録																
平良	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	7										
城辺	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3										
下地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
上野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1										
伊良部	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3										
地域を定めず	0	6	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	11										
合計	0	6	3	3	1	2	2	1	2	1	1	1	2	0	25									

※「宮古島のパーントゥ」は、島尻・野原地区をあわせて1件で集計。

※「下地島の通り池」、「八重干瀬」はいずれも名勝・天然記念物の重複指定。

※「先島火番盛」は6つの遠見を1件で集計。「豊見親墓」は3つの墓を1件で集計。

第7表 県指定文化財内訳

地区	記念物						有形文化財			民俗文化財		合計							
	天然記念物			名勝	史跡	建造物	美術工芸品			無形民俗	有形民俗								
	植物	動物	地質				古文書	歴史資料	典籍										
平良	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3							
城辺	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	5							
下地	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3							
上野	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1							
伊良部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1							
地域を定めず	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3							
合計	2	3	0	0	7	0	0	0	0	1	3	16							

※天然記念物（動物）の地域を定めずは、宮古馬、ミヤコサワガニ、ミヤコカナヘビの3件である。

第8表 市指定文化財内訳

旧市町村	記念物						有形文化財			民俗文化財		合計							
	天然記念物			名勝	史跡	建造物	美術工芸品			無形民俗	有形民俗								
	植物	動物	地質				古文書	歴史資料	典籍										
平良	3	0	3	0	15	3	0	2	3	3	2	34							
城辺	1	1	3	0	7	1	0	0	0	5	4	22							
下地	5	0	0	0	6	1	1	0	0	2	4	19							
上野	2	0	0	0	8	0	0	0	0	3	2	15							
伊良部	0	0	1	3	19	0	1	0	1	1	1	27							
地域を定めず	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5							
合計	14	2	7	3	55	5	2	2	4	15	13	122							

※伊良部の「刀剣及び古文書」は古文書・典籍の重複指定

※城辺の「佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕」は戦跡・天然記念物（地質）の重複指定

※城辺のアギスは3つの地域をあわせて1件で集計同時指定。

※久松ミヤーカ（巨石墓）は3基の墓をあわせて1件で集計

※マムヤの屋敷跡・機織り場・墓は3つの構成要素で1件と集計。

※天然記念物（植物）は、イラブナスピ、ミヤコジマソウ、ミヤコジマハナワラビの3件からなる。

第9表 指定文化財 - 有形文化財（建造物）-

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所有者・管理者
1	国指定	平成5年4月20日	豊見親墓（仲宗根豊見親の墓、知利真良豊見親の墓、アトンマ墓）	平良字西仲宗根真玉3 宮古島市教育委員会
2	市指定	昭和49年8月29日	久松みやーか（巨石墓）群	平良字久貝222、松原37・186-1・151 久貝自治会・松原自治会
3	市指定	昭和52年3月16日	西ツガ墓	平良字下里（小字・南方） 宮古島市教育委員会
4	市指定	平成11年8月20日	平良第一小学校の正門と石垣	平良字西里633他7筆6-8 宮古島市立平良第一小学校
5	市指定	平成14年5月14日	瑞福隧道	城辺字比嘉東原829-1・839-1~3 大川下775・797・815-2・816-1・ 817・819-3・827・828 加治多1132-1・1135-4・11361148- 1~2・1149-1、1151-3・6・7・ 1155、1162-1・1162-11・22・25・ 37 宮古島市教育委員会
6	市指定	平成29年11月22日	「ミヤーツ墓」	個人

第10表 指定文化財 - 有形文化財（古文書、典籍、歴史資料）-

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	市指定	昭和51年3月18日	刀剣及び古文書（古文書・典籍）	伊良部字伊良部133 個人
2	市指定	昭和55年1月10日	河充家の系図（古文書）	下地字洲鎌438 個人
3	市指定	昭和56年10月21日	忠導氏仲宗根家関係資料（歴史資料）	平良字東仲宗根281 宮古島市総合博物館
4	市指定	昭和61年3月26日	向裔氏本村家関係資料（歴史資料）	平良字下里597 個人
5	市指定	昭和53年3月6日	本村家「報本」碑（典籍）	平良字下里597 個人
6	市指定	昭和55年1月29日	恩河里之子親雲上の墓碑（典籍）	平良字西仲宗根3-22 歴史文化ガイドの会
7	市指定	昭和58年1月29日	産業界之恩人記念碑（典籍）	平良字西里（宮古神社境内） 個人



写真 37 西ツガ墓



写真 38 恩河里之子親雲上の墓碑



写真 39 本村家「報本」碑

第11表 指定文化財－無形文化財（工芸技術）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定	昭和53年4月26日	宮古上布	宮古全域 宮古上布保持団体

第12表 指定文化財－民俗文化財（有形の民俗文化財）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	県指定	昭和56年2月9日	喜佐真御嶽	宮古島市下地字川満喜佐真47 宮古島市教育委員会
2	県指定	昭和56年3月30日	城辺町の友利のあま井	城辺字砂川東表原1137 宮古島市教育委員会
3	県指定	昭和56年11月5日	ウイピヤームトゥの祭場	城辺字砂川前原1030-2 宮古島市教育委員会
4	市指定	昭和51年7月5日	キャーザ井	上野字新里1380-1 新里自治会
5	市指定	昭和51年7月5日	スカプヤー御嶽	上野字宮国961 宮国自治会
6	市指定	昭和54年5月11日	魚 垣	伊良部字佐和田瑚礁内個人
7	市指定	昭和56年2月17日	赤崎御嶽	下地字与那覇1603 上地部落会
8	市指定	昭和56年2月17日	ツヌジ御嶽	下地字洲鎌571-1 宮古島市教育委員会
9	市指定	昭和56年2月17日	真屋御嶽	下地字洲鎌469-1 個人
10	市指定	昭和56年2月17日	赤名宮	下地字上地709-2 宮古島市教育委員会
11	市指定	平成3年1月8日	野加那泉	城辺字比嘉1624 宮古島市教育委員会
12	市指定	平成6年5月9日	イスゥーガー（磯井）	平良字狩俣4424-1 狩俣自治会
13	市指定	平成6年5月9日	クヌカ（後の井）	平良字狩俣4422 狩俣自治会
14	市指定	平成14年5月14日	ぐすくべのアギイス（力石）	城辺字保良132番地（七又公民館） 宮古島市教育委員会
15	市指定	平成14年5月14日	ぐすくべのアギイス（力石）	城辺字新城745-3（新城公民館） 宮古島市教育委員会
16	市指定	平成14年5月14日	ぐすくべのアギイス（力石）	城辺字西里添709-8（西中公民館） 宮古島市教育委員会
17	市指定	平成14年5月14日	七又ミーマガー	城辺字福里（サテ、イフニヤ）1878-2 宮古島市教育委員会
18	市指定	平成14年5月14日	山川ウプカ一	城辺字長間（山川）315 宮古島市教育委員会



写真 40 喜佐真御嶽（左）

写真 41 七又のミーマガー
(中央)

写真 42 魚垣（右）

第13表 指定文化財－民俗文化財（無形の民俗文化財）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	国指定 国選択	平成5年12月13日 昭和57年12月21日	宮古島のパーントゥ	宮古島市島尻自治会 宮古島市上野字野原部落会
2	市指定	昭和56年2月17日	ヤーマス御願	下地字来間 来間部落会
3	市指定	昭和56年2月17日	川満の棒踊り	下地字川満 川満棒踊り保存会
4	市指定	昭和62年3月23日	荷川取のクイチャー	平良字荷川取 荷川取クイチャー保存会
5	市指定	平成2年10月29日	松原の獅子舞い（シーシャ）	平良字松原 松原自治会
6	市指定	平成2年11月14日	上区の獅子舞い	城辺字下里添（下北） 上区の獅子舞い保存会
7	市指定	平成2年11月14日	うるかクイチャー	城辺字砂川 うるかクイチャー愛好会
8	市指定	平成6年6月25日	イラウタウガニ	伊良部・地域を定めず指定 宮古島市教育委員会
9	市指定	平成6年6月25日	佐良浜ミャークヅツ	伊良部字池間添、前里添 宮古島市教育委員会
10	市指定 国選択	平成7年3月1日 平成14年2月12日	野原のマストリヤー	上野字野原 野原民俗芸能保存会
11	市指定	平成7年3月1日	新里の豊年祭	上野字新里 新里民俗芸能保存会
12	市指定	平成7年3月1日	宮国の大綱引き	上野字宮国 宮国民俗芸能保存会
13	市指定	平成9年9月11日	友利獅子舞	城辺字友利 友利獅子舞い保存会
14	市指定	平成9年9月11日	友利クイチャー	城辺字友利 友利郷土芸能保存会
15	市指定	平成17年9月27日	比嘉の獅子舞い	城辺字比嘉 比嘉部落民俗芸能保存会
16	県選択	平成17年9月28日	池間島のミャークヅツ	平良字池間及び字前里（池間島） 池間自治会



写真43 川満の棒踊り（左上）

写真44 松原の獅子舞（左下）

写真45 友利の獅子舞（中央上）

写真46 池間島のミャークヅツ（中央下）

写真47 宮国の大綱引き（右上）

第14表 指定文化財－記念物（史跡①）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	国指定	平成4年12月18日 平成25年10月17日	大和井(大川追加指定)	字西仲369・382・384 土川385～387、388-11～12、388-1・388-4、392-1・399-5※上記所在地内の道路敷を含む。
2	国指定	平成19年3月23日	先島諸島火番盛（遠見番所） 平成26年3月18日大神遠見追加指定	市内6ヶ所、池間遠見、狩俣遠見、島尻遠見、来間遠見、砂川遠見、大神遠見 宮古島市教育委員会
3	県指定	昭和31年2月22日	ドイツ皇帝博愛記念碑	宮古島市平良字西里183-4 宮古島市教育委員会
4	県指定	昭和31年2月22日	仲宗根豊見親の墓	宮古島市平良字西仲宗根真玉3 宮古島市教育委員会
5	県指定	昭和31年2月22日	上比屋山遺跡	宮古島市城辺字砂川前原1007-1・1012・1030-1・1030-2 宮古島市教育委員会
6	県指定	昭和31年2月22日	野原岳の靈石	宮古島市上野字野原鏡原1190-189 他（野原岳）宮古島市教育委員会
7	県指定	昭和50年2月13日	スムリヤーミャーカ	宮古島市下地字来間248 宮古島市教育委員会
8	県指定	昭和52年7月11日	下地町の池田矼	宮古島市下地字上地ツボヤ612-1宮古島市教育委員会
9	県指定	平成3年8月2日	高腰城跡	城辺字比嘉仲尾嶺1521-3、11、14、15 宮古島市教育委員会
10	市指定	昭和49年8月29日	漲水御嶽と石垣	平良字西里8 漲水御嶽奉賛会
11	市指定	昭和49年8月29日	觀音堂経塚	平良字西里2 祥雲寺
12	市指定	昭和49年8月29日	漲水石畳道	平良字西里・漲水 歴史文化ガイドの会
13	市指定	昭和49年9月12日	下地仁屋利社の墓碑	平良字西仲宗根162 宮古島市教育委員会
14	市指定	昭和50年8月1日	サバウツガー	伊良部字前里添553-1 宮古島市教育委員会
15	市指定	昭和50年12月11日	祥雲寺の石垣	平良字西里4 祥雲寺
16	市指定	昭和50年12月11日	盛加ガ一（洞井）	平良字東仲宗根222（小字・東川根） 東川根自治会
17	市指定	昭和51年7月5日	大嶽城跡	上野字野原（野原岳）1190-189他 野原自治会
18	市指定	昭和51年7月5日	御船の親御嶽	上野字新里107-5 新里自治会
19	市指定	昭和52年3月16日	西銘御嶽	平良字東仲宗根添2672（小字・サガニ） 北増原共有地管理
20	市指定	昭和53年2月7日	島尻元島とンナカガ一	平良字島尻1484～1501・1512 島尻自治会
21	市指定	昭和53年3月6日	四島の主の墓	平良字狩俣4249 與那覇 利助

第15表 指定文化財－記念物（史跡②）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
22	市指定	昭和53年11月15日	スサビミヤーカ	伊良部字伊良部1304 宮古島市教育委員会
23	市指定	昭和54年2月6日	鏡原馬場跡	平良字下里3034-1 宮古島市教育委員会
24	市指定	昭和54年3月9日	ドイツ商船遭難之地碑	上野字宮国749-17（ト・イツ文化村内）宮国自治会
25	市指定	昭和54年3月9日	アナ井	上野字宮国715 宮国自治会
26	市指定	昭和54年3月9日	アマ井	上野字宮国527 宮国自治会
27	市指定	昭和54年3月9日	テマカ城跡	上野字宮国1557-1（名加山） 名嘉山部落会
28	市指定	昭和54年3月9日	好善ミガガマ御嶽	上野字宮国755・755-2 宮国自治会
29	市指定	昭和54年6月1日	下地島巨岩	伊良部字佐和田1742-1（下地島端） 宮古島市教育委員会
30	市指定	昭和54年8月3日	ヤマトブ一大岩	伊良部字池間添923-5 宮古島市教育委員会
31	市指定	昭和55年6月26日	アラガー	伊良部字佐和田1482-1 宮古島市教育委員会
32	市指定	昭和51年11月1日	川満大殿の古墓	下地字洲鎌ハシモト280 宮古島市教育委員会
33	市指定	昭和51年11月1日	来間川（泉）	下地字来間西原99 宮古島市教育委員会
34	市指定	昭和51年11月1日	与那覇支石墓	下地字与那覇牛方里201 与那覇部落会
35	市指定	昭和55年1月10日	松村家の井戸の縁石	下地字洲鎌シモナム433 個人
36	市指定	昭和56年3月27日	ピンザアブ遺跡	上野字野原豊原1190-225（個人2名）宮古島市教育委員会
37	市指定	昭和56年7月28日	フナハガー	伊良部字伊良部1365 伊良部自治会
38	市指定	昭和56年7月28日	神里ガー	伊良部字仲地271 宮古島市教育委員会
39	市指定	昭和56年12月23日	ダキフガー	伊良部字伊良部24-1 伊良部自治会
40	市指定	昭和57年10月21日	住屋遺跡（俗称・尻間）	平良字西里188（小字・尻間） 宮古島市教育委員会
41	市指定	昭和58年3月24日	ミヌズマ遺跡の井戸	平良字松原949（小字・マツサ） 松原自治会
42	市指定	平成3年4月9日	マムヤの屋敷跡・機織り場・墓	城辺字保良970-14（屋敷跡） 〃122-2（機織り場墓） 宮古島市教育委員会
43	市指定	平成3年4月9日	野城泉	城辺字福里2-8 宮古島市教育委員会
44	市指定	平成6年4月12日	金志川泉	城辺字友利本島445 宮古島市教育委員会
45	市指定	平成6年4月12日	保良元島遺跡	城辺字保良北久場間970-1・7・ 44、1221-66・67・184、平安名 1221-1 宮古島市教育委員会

第16表 指定文化財－記念物（史跡③）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
46	市指定	平成6年6月25日	ピヤーズ御嶽 (クンマウキャー)	伊良部字池間添923-2 宮古島市教育委員会
47	市指定	平成6年6月25日	乗瀬御嶽	伊良部字伊良部1391-10 伊良部自治会
48	市指定	平成6年6月25日	佐和田のユークイ	伊良部字佐和田248 佐和田部落会
49	市指定	平成6年6月25日	カナマラアブ	伊良部字池間添1261-3 宮古島市教育委員会
50	市指定	平成6年6月25日	ウスバリアブ	伊良部字池間添1261-5 宮古島市教育委員会
51	市指定	平成6年6月25日	タウワインミィアブ	伊良部字池間添1036-8 宮古島市教育委員会
52	市指定	平成6年6月25日	アブガーNo.1	伊良部字池間添1777-1 宮古島市教育委員会
53	市指定	平成6年6月25日	アブガーNo.2	伊良部字池間添1261-5 宮古島市教育委員会
54	市指定	平成6年6月25日	ヌドクビアブ	伊良部字池間添2303-1 宮古島市教育委員会
55	市指定	平成6年6月25日	ティーズアブ	伊良部字池間添2354 宮古島市教育委員会
56	市指定	平成6年6月25日	黒浜御嶽	伊良部字佐和田1181-1 佐和田部落会
57	市指定	平成7年12月11日	クバカ城跡	下地字嘉手苅181 入江自治会管理
58	市指定	平成16年4月15日	海軍特攻艇格納秘匿壕	平良字狩俣2569 狩俣自治会
59	市指定	平成9年4月25日	仲屋金盛ミャーカ	平良字東仲宗根274-1 宮古島市教育委員会
60	市指定	平成24年8月28日	大立大殿ミャーカ	平良字下里布干堂歩道 宮古島市教育委員会
61	市指定	平成28年6月16日	乾隆三十六年大波碑	下地字与那覇前山839-1 与那覇自治会
62	市指定	平成29年11月22日	旧西中製糖場跡	城辺字西里添1139番地 個人
63	市指定	平成30年12月28日	アラフ遺跡	城辺字新城1538番地 宮古島市教育委員会
64	市指定	令和2年4月7日	佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣 地壕	城辺字下里添ウズラ嶺1065番地12 個人

第17表 指定文化財－記念物（名勝）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	国指定	平成19年2月6日	東平安名崎（海域追加指定平成23年2月7日、平安名崎灯台追加指定平成26年10月6日）	城辺字保良平安名 宮古島市教育委員会
2	市指定	平成6年6月25日	佐和田の浜珊瑚礁・礁瑚面	伊良部字佐和田礁瑚内 宮古島市教育委員会
3	市指定	平成6年6月25日	白鳥崎岩礁海岸地域	伊良部字佐和田白鳥崎一帯 宮古島市教育委員会
4	市指定	平成6年6月25日	下地島南・西岩礁海岸	下地島南・西一帯 宮古島市教育委員会

第18表 指定文化財－記念物（動物）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	国指定	昭和45年1月3日	アカヒゲ	所在地、地域を定めず 指定する
2	国指定	昭和45年11月12日	オカヤドカリ	所在地、地域を定めず 指定する
3	国指定	昭和46年5月19日	カラスバト	所在地、地域を定めず 指定する
4	国指定	昭和47年5月15日	リュウキュウキンバト	所在地、地域を定めず 指定する
5	国指定	昭和50年6月26日	イイジマムシクイ	所在地、地域を定めず 指定する
6	国指定	昭和50年6月26日	キシノウエトカゲ	所在地、地域を定めず 指定する
7	県指定	平成3年1月16日	宮古馬	宮古全城 宮古馬保存会
8	県指定	平成22年9月15日	ミヤコサワガニ	所在地、地域を定めず 指定する
9	県指定	令和1年6月11日	ミヤコカナヘビ	所在地 地域定めず指定する。
10	市指定	昭和62年9月5日（上野） 平成3年1月8日（城辺）	ツマグロゼミ	所在地、上野・城辺地区 指定する
11	市指定	令和7年3月7日	保良クバクンダイ鍾乳洞	城辺字保良髭水1145-2地先 宮古島市教育委員会

第19表 指定文化財－記念物（植物・保護区①）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	県指定	昭和49年2月22日	国仲御嶽の植物群落	伊良部字国仲225-1 宮古島市教育委員会
2	県指定	昭和55年4月30日	東平安名崎隆起珊瑚礁海岸風衝植物 群落	宮古島市城辺字保良平安名
3	市指定	昭和62年3月23日	狩俣の植物群落	平良字狩俣・西の山・村越 狩俣自治会
4	市指定	平成12年2月4日	島尻のマングローブ林	平良字狩俣・島尻(バタラズ)の公有水 面 島尻自治会
5	市指定	昭和51年3月16日	飛鳥御嶽の植物群落	宮古島市平良字東仲宗根添2422番2 管理者 南増原里会
6	市指定	平成3年11月12日	前井と御神木その周辺の植物群落	城辺字下里添1039 宮古島市教育委員会
7	市指定	昭和51年7月5日	大嶽公園の植物群落	宮古島市上野字野原1190番189 管理者 野原部落会



写真48 キシノウエトカゲ



写真49 ミヤコサワガニ



写真50 ツマグロゼミ



第19表 指定文化財－記念物（植物・保護区②）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
8	市指定	昭和51年7月5日	好善ミガガマ御嶽の植物群落	宮古島市上野字野原755番755-2 管理者 宮国自治会
9	市指定	昭和53年2月8日	古墓を抱くアコウ	宮古島市下地字上地99番 所有者 宮古島市教育委員会
10	市指定	昭和53年2月8日	前山御嶽の植物群落	宮古島市下地字与那覇863番 所有者 与那覇部落会
11	市指定	昭和58年2月4日	来間島断崖の植生	宮古島市下地字来間106番9他 所有者 来間部落会
12	市指定	昭和58年2月4日	トマイ御嶽の植物群落	宮古島市下地字与那覇47番 所有者 与那覇部落会
13	市指定	昭和58年2月4日	サキシマスオウノキ	下地字上地、与那覇・トマイ御嶽 宮古島市教育委員会
14	市指定	平成6年6月3日	イラブナスピ	伊良部島、下地島 宮古島市教育委員会
15	市指定	平成24年9月27日	ミヤコジマソウ	所在地、地域を定めず 指定する
16	市指定	平成24年9月27日	ミヤコジマハナワラビ	所在地、地域を定めず 指定する

第20表 指定文化財－記念物（地形・地質）－

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	国指定	平成28年10月3日	宮古島保良の石灰華段丘	宮古島市城辺字保良宮土1305番1及び地先 所有者 宮古島市
2	市指定	昭和52年3月16日	シマジリクジラ化石	宮古島市総合博物館
3	市指定	昭和53年1月25日	仲原化石	宮古島市城辺字仲原（海岸） 管理者 宮古島市教育委員会
4	市指定	昭和49年8月29日	島尻断層崖と海食台	宮古島市平良字島尻1141番1 管理者 島尻自治会
5	市指定	昭和62年3月23日	ツヅピスキアブ（腰原嶺洞穴）	平良字下里1068（小字・嶺原） 宮古島市教育委員会
6	市指定	昭和54年2月9日	大竹中洞穴	宮古島市伊良部字佐和田105番1 所有者 宮古島市教育委員会
7	市指定	令和2年4月7日	佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕	城辺字下里添ウズラ嶺1065番地12個人
8	市指定	令和7年3月7日	保良クバクンダイ鍾乳洞	城辺字保良髭水1145-2地先 宮古島市教育委員会

第21表 記念物（名勝地及び動物・植物・地質鉱物）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定	平成18年7月28日	下地島の通り池	伊良部字佐和田1742番地（下地島地内）宮古島市教育委員会
2	国指定	平成25年3月27日	八重干瀬（平成26年10月6日フデ岩追加指定）	宮古島市平良字池間安段嶺500-2地先 宮古島市教育委員会

第22表 登録文化財

有形文化財（建造物）

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国登録	平成19年7月31日	大野越排水溝	平良字東仲宗根添（大野山林内）宮古島市教育委員会
2	国登録	平成25年6月21日	旧西中共同製糖場煙突	城辺字西里添西底原621-1個人

記念物

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国登録	平成28年10月3日	旧仲宗根氏庭園	平良字東仲宗根外間281番地宮古島市教育委員会

第23表 選択文化財－民俗文化財（無形の民俗文化財）

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国選択	昭和55年12月12日	野原のマストリヤー	上野字野原 野原民俗芸能保存会
2	国選択	昭和57年12月21日	宮古のパントウ	平良字島尻・上野字野原 島尻自治会・野原部落会
3	国選択	平成14年2月12日	宮古のクイチャー	宮古全域 宮古島市教育委員会
4	県選択	昭和56年1月26日	池間島のミヤークヅツ	平良字池間 池間自治会

第24表 選定文化財

No.	指定	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国選定	平成15年7月10日	苧麻糸手績み（保存技術）	宮古全域 宮古苧麻糸保存会



写真 54 大野越排水溝



写真 55 旧仲宗根氏庭園

第4章 宮古島市の歴史文化の特性

第1節 歴史文化の特性

1. サンゴ礁と石灰岩地形がおりなす地形・名勝地

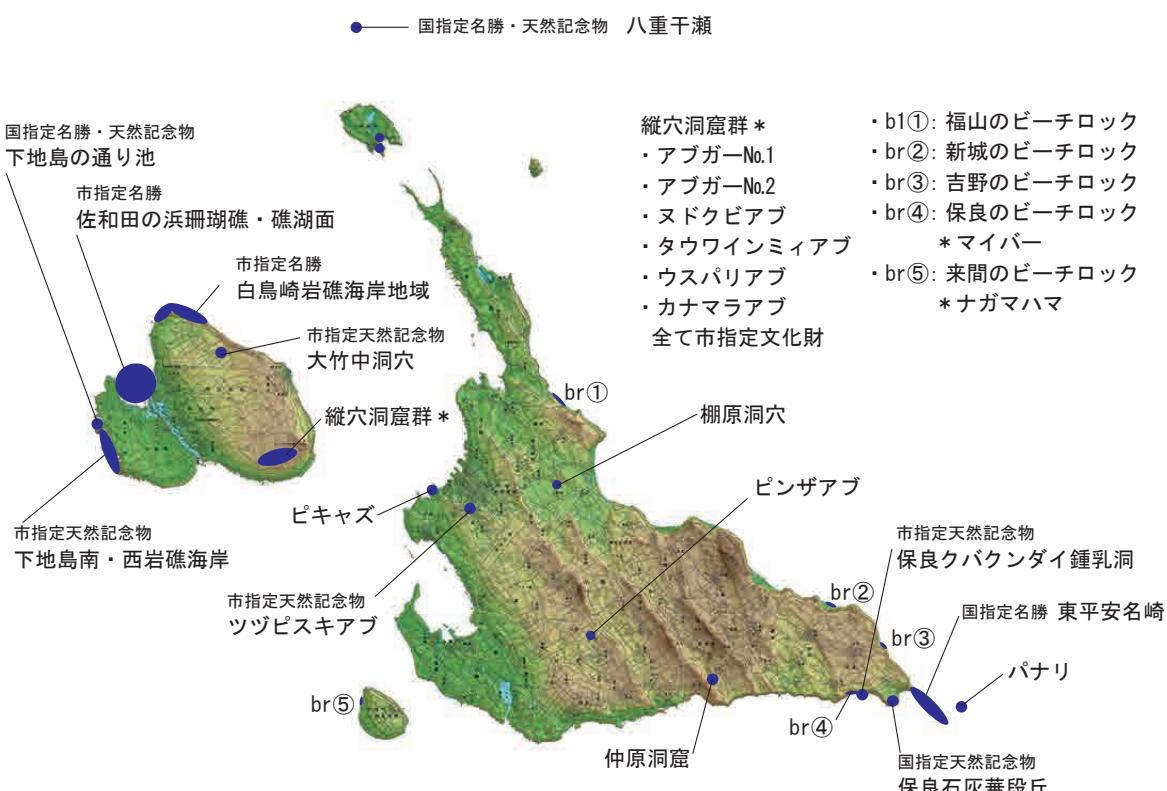
サンゴ礁が隆起してできた琉球石灰岩の島には、水や風などの浸食により、多くの洞窟や、独特的の海岸地形が形成されている。海域では、八重干瀬に代表されるようにサンゴ礁群が発達しており、これらの陸域、海域で形成される自然景観は、宮古島市を代表するものである。

(1) 説明

宮古島市は、その大部分がサンゴ礁が隆起して形成された琉球石灰岩の地形からなる。琉球石灰岩は、浸水性が高いことに加え、波や風による浸食により独特の地形が形成される。宮古島市内には、琉球石灰岩の内部が水の浸食によって形成された洞窟が多く点在する。特に、伊良部島には、縦穴の洞窟が集中しており、その深さが40m以上に及ぶものもある。これらの洞窟内の一部には、エビなどの生物が生息していることも確認されており、独自の生態系が形成されていることも琉球石灰岩地形の特徴の一つであるといえる。

また、島尻層との不整合面から湧き出る湧水によって形成される石灰華段丘や、保良クバクンダイ鍾乳洞も、琉球石灰岩地域ならではの特異な地形であるとともに、海岸線に広い範囲にわたって形成されるビーチロック群も宮古島の北海岸を中心に形成される琉球石灰岩地域独自の地形である。

陸域では、波や風の浸食によって形成された海岸地形として国指定名勝の東平安名崎や通り池、市指定の白鳥崎岩礁海岸地形、下地島南・西海岸地形がある。これらの地域では、その一帯に生育する植物も含め、魅力的な景観を形成している。



第15図 サンゴ礁と琉球石灰岩地形位置図



写真56 八重干瀬 (azaikema ダイビングサービス原慧提供)

(2) 関連する主な文化財

①八重干瀬（国指定名勝・天然記念物）

八重干瀬は、池間島の北方沖合に広がるサンゴ礁群で、東西 16.8 km、南北 14.5 km の範囲に大小 100 余りのリーフが散在する。通常は、フデ岩を除くほとんどが海面下にあるが、引きの強い大潮干潮では広大なリーフの上部が多数海面上に姿を現す。八重干瀬は、多数のリーフがあるために航海の難所として知られているが、同時に豊かなサンゴ礁生態系に根ざした良好な漁場として古くから利用されている。八重干瀬の各リーフには地形や漁場としての特徴などにちなんだ方言による呼称が 140 余りつけられているほか、航海の安全祈願に関する神話伝承もあり、歴史・文化的な背景も備えている。現在も、漁場として活用されていることに、マリンレジャーの場として利用されている。

②保良石灰華段丘（国指定天然記念物）

宮古島保良の石灰華段丘は、宮古島の南海岸に位置し、東平安名崎の北西、通称・宮土の海拔 30 m の海成段丘の段丘崖下に所在しており、海拔約 5 m 付近から低潮位までの緩斜面上に、汀線にそって長さ約 70 m、幅最大約 30 m にわたり発達している。リムストーンプールは長径約 10 m～数cm位である。その形も角の取れた長方形や方形橢円形、半月状など様々で、大小 300 枚余りの皿状の地形が重なっている。石灰華段丘の形成開始年代は、年代測定の結果から約 3600 年前とされており、現在もなお成長を続けている



写真57 保良石灰華段丘

③保良クバケンダイ鍾乳洞（市指定天然記念物）

保良クバケンダイ鍾乳洞は、宮古島保良の南側の海食崖下に開口する洞窟である。海側から洞窟内に入っていくと入口部分にはカボチャのような形をしたフローストーンが見られるほか、洞窟内部には、棚田状に形成されるリムストーンプールなど多様な鍾乳石が発達している。また、洞窟内には、ドウクツベンケイガニや、タカラウミコオロギ、ウスイロキマダラウマなどの希少な動物が確認され、その中には真洞窟棲の宮古島固有種のツヅピスキホラヒメグモも確認されている。

④佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面（市指定名勝）

伊良部島と下地島の北西に位置し、弧状の裾礁内（通称イナウカタパル）が佐和田の浜の礁湖であり、その中には、津波などで打ち上げられた300あまりの岩塊が点在する。

環礁は県内有数のもので、昔から優れた漁場として島の人々の生活を支えてきた。潮合いと天気等により変化していく海の色と、生息する亜熱帯の魚介類は、独特の自然を演出してくれている。また、域内には魚垣があり、水平線に沈む夕日は格別である。

⑤ツヅピスキアブ（市指定天然記念物）

平良字下里大原地区の丘陵地にあって、ツヅピスキアブやツヅヒキホラとも呼ばれ、市内では最大規模の洞穴である。洞穴北端の陥没開口から南端開口部にかけて長さ約85mの貫通型の広い横穴である。このツヅピスキアブは、沖縄本島と同様に第三紀層堆積後の琉球珊瑚海時代（数10万年前）に堆積した貝・サンゴ等の堆積物が、地殻変動や海水面変動によって隆起、陸化（10～15万年前）した後、雨水などによる浸食作用によって形成されたものと推測され、城辺地区の仲原洞穴、上野地区のピンザアブとともに古い時代の洞穴と考えられている。

⑥白鳥崎岩礁海岸地域（市指定名勝）

伊良部島の北西、東シナ海に面し、県内有数の弧状の裾礁（通称白鳥干瀬）を望む大海原と、水や風の浸食により形成された岩礁地帯である。現在は西海岸公園地域にもなっているが、亜熱帯特有の岩礁性植物が数多く自生している所でもある。

伊良部島と下地島は、今から約200～600万年前の新生代第三紀の鮮新世にできた島尻層群の上に第四紀更新世の琉球石灰岩が重なった地層になっている。第四紀更新世の琉球石灰岩は、約200万年前に形成された石灰岩で、友利石灰岩、下地島石灰岩、白鳥崎石灰岩などと言われている。友利石灰岩は、琉球石灰岩の中では比較的古い石灰岩で、牧山周辺と白鳥崎で露呈している。繊密なものはトラバーチンとも呼ばれている。白鳥崎は、風化、浸食が激しく一部は海食棚を形成している。また、新第三紀鮮新世層が露呈している貴重な場所である。



写真 58 保良クバケンダイ鍾乳洞



写真 59 佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面



写真 60 ツヅピスキアブ

2. 宮古島の湧水群 - 川のない琉球石灰岩地域の貴重な水源地 -

川のない宮古島市において、湧水地は、人々の生活を支える水場であった。市内に点在する湧水群は、宮古島市の自然地形と密接な関係性をもって形成され、宮古島市の歴史文化を語るうえで非常に重要な要素である。

(1) 説明

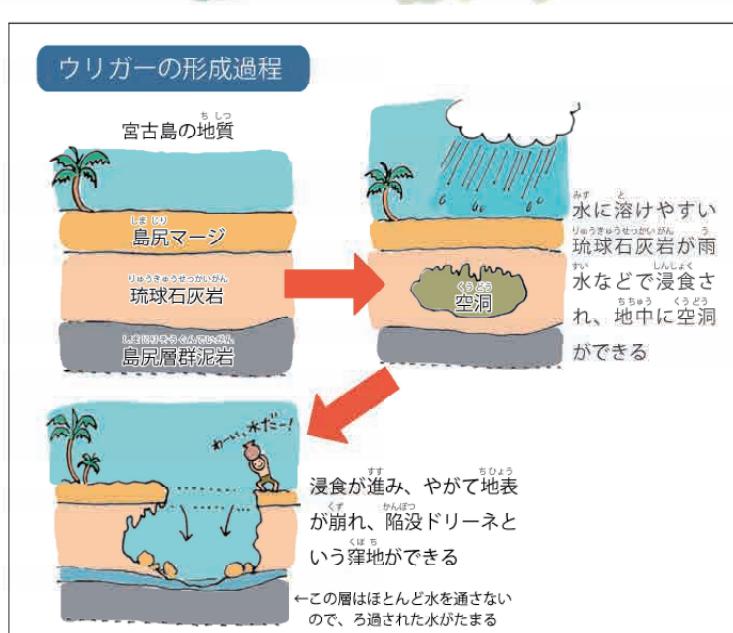
人が集落を形成し、暮らしていくために必要不可欠な資源の1つが水である。宮古島市の大部分は、琉球石灰岩を基盤にもち、その透水性の高さから河川が発達しない。そのため、水道が整備される1950年ごろまでは、湧水地や井戸などから水を汲み、屋敷内で貯めて使用するという生活を送っていた。

宮古島市内における、水源地は琉球石灰岩層と島尻層の不整合面にあり、その形態は大きく2つに分かれる。1つは、丘陵の中～下部または、台地上の不整合面の露頭から水が湧き出るものである。この形態の湧水地は、野城泉、山川ウプカー、来間ガード、保良ガードなどがあり、宮古島の東海岸に多くみられ、丘陵下部に広がる低地では、この水を利用して水田が行われていた。また、流れ出る水を上流部分から区分けを行い、飲料水、生活用水（野菜の洗いや洗濯など）、牛馬が使用する水というように、利用方法を変えて使用していた。

もう1つが、地下に形成された洞窟の天井部分が崩落してドリーネ地形が形成され、その地底部から湧き出る水を利用したものである（第15図参照）。この形態の湧水地は、地表から地下へ下り水をえることからウリガードとよばれる。



写真61 保良泉の利用風景



第16図 ウリガードの形成過程



写真62 ウリガードから水を汲み石段をあがる女性 (盛加泉)

(2) 関連する主な文化財

①大和井（国指定史跡）

大和井は、平良市街の北東に位置する泉（洞井）である。「雍正旧記」（1727年）に記されている内容から、1720年ごろに掘られたと考えられている。井戸の周りは大小の切り石を円形に積み上げてあり、上り下りの通路には石段が設けられている。

伝承によれば、首里王府派遣の在番役人など一部の者のみが使用し、一般の人々には開放されなかつた。かつては泉にいたるまでに2ヶ所の門があつて、水守りもいたとの言い伝えがある。宮古島の人々と水とのかかわり合い、石工技術の見事さを示す遺石造跡として類例のないものである。

②友利のあま井（県指定有形民俗文化財）

城辺の字砂川と字友利の境界にあって、友利元島遺跡の西側に隣接する自然洞窟の井泉である。降り口から湧き口までの深さは約20m、自然洞窟井泉の規模としては大きく、水量も豊かである。

1965（昭和40）年に城辺で上水道が普及する以前は、この井泉が飲料水を始め、生活を営む上の貴重な水資源であった。水を汲むのは婦女子の日課で、あま井に降りる石段の側面の岩には摩滅してしまったところが数箇所あり、当時の苦労がしのばれる。

あま井について、「雍正旧記」（1727年）には「掘年数不相知」と記されている。友利・砂川・新里の各元島（旧集落）の住民が、1771年の大津波（乾隆36年の大波）以前から現在地への集落移動後も長く利用した井泉である。

地域住民の水利用のあり方やその歴史的変遷を知る上でも価値の高い井泉である。

③山川ウプカ（市指定有形民俗文化財）

山川集落から北へ500m程の所にある湧泉である。「雍正旧記」（1727年）に「山川但洞川。堀年数不相知」と記され、間切時代から知られている湧泉である。ウプカの水源は近在の住民の飲料水源として上水道の全面普及（1965年）まで重要な役割りを担ってきた。ウプカの水は下の海浜に流れ肥沃な土地を形成し、通称長間田と呼ばれる。長間田は、琉球王府の尚真王が仲宗根豊見親に与えた土地としても知られる。その後、長間田は宮古島有数の米の生産地となり、仲宗根豊見親の末裔が管理してきた。湧泉までの坂道も石畳道に改良され、湧水は広く利用されてきたが、甘蕉栽培の発達に伴い、水田は畑地に変わり、湧水はその役目を終えたが現在も水量は豊かである。



写真 63 大和井

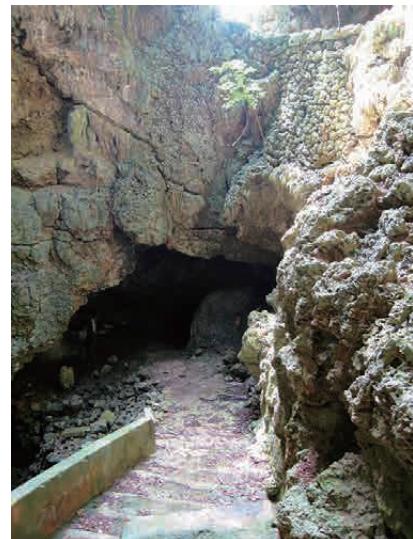


写真 64 友利のあま井



写真 65 山川ウプカ

3. 独自の文化を形成 –島の環境に適応した土器を用いない先史文化–

先史時代において、沖縄島と宮古島の間の約300kmの海域は、宮古島への縄文・弥生文化の波及を阻み、東南アジアや太平洋諸島などとの関連性の高いシャコガイ製の斧が、宮古島の遺跡から出土する。島の環境に適応しながら、土器を用いない無土器期の先史文化は、宮古・八重山諸島にのみみられる独自の先史文化である。

(1) 説明

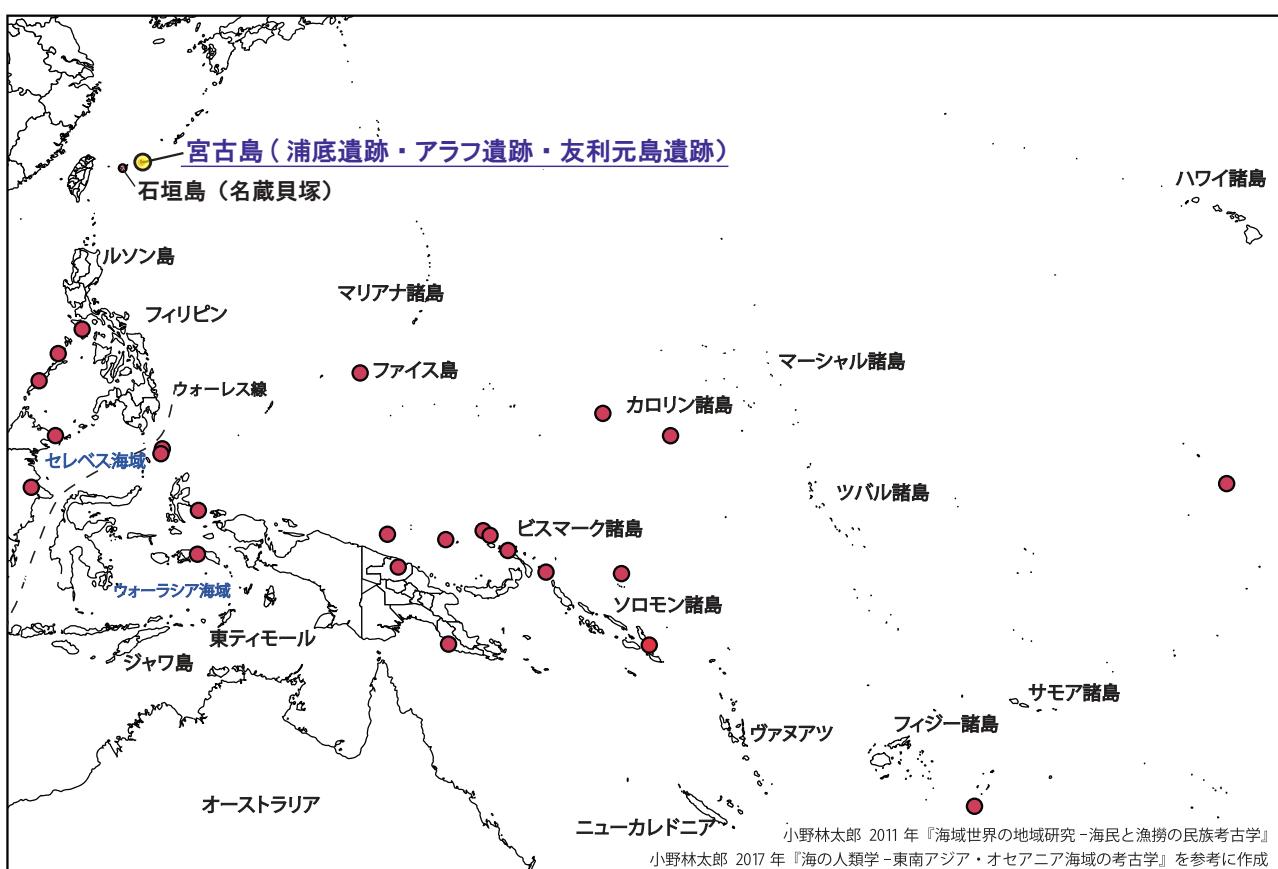
今から約 2900 年前から 1200 年前の宮古諸島には、沖縄諸島とは異なる文化が形成されました。宮古島市の無土器期の遺跡は、島の東海岸の砂丘地に多く確認され、その遺跡の立地をみると、共通した環境のもとに生活をしていた様子がみてとれる。

無土器期の遺跡からは、貝や骨を素材とし、加工した多くの道具が出土する。その中でも、シャコガイを素材とした斧（以下、貝斧）は、無土器期の代表的な道具で、宮古島以北の遺跡からは出土せず、八重山諸島や東南アジア、太平洋諸島で確認されている。浦底遺跡からは、未加工品も含め 200 本以上の貝斧が出土し、その数は世界最多をほこる。また、アラフ遺跡からは、4 本の異なった形態で確認され、祭祀のために埋納されたもの（貝斧埋納遺跡）が発見された。

また、無土器期の遺跡からは、石灰岩やサンゴ礫を一定の範囲に集めた状態で検出される集石遺構



写真 66 アラフ遺跡の貝斧埋納遺構
植物性の籠に入れ、埋納されたと考えられる



第17図 シャコガイ製貝斧出土遺跡分布図



写真 67 浦底遺跡で検出された集石遺構



写真 68 友利元島遺跡出土の多量のイノシシ骨

が多く確認される。集石遺構の多くは火を受けており、アースオーブンやストーンボイリングの方法で調理を行った跡と考えられている。アラフ遺跡では、最も古い文化層である第VII層（約2800年前）から第III層（約1900年前）まで50基の集石遺構が確認されている。このことから無土器期の人々は、宮古島で生活を始めた当初から、集石遺構を用いた調理方法の知識を有し、約1000年の長期間にわたってこの調理法を用いていたと考えられている。

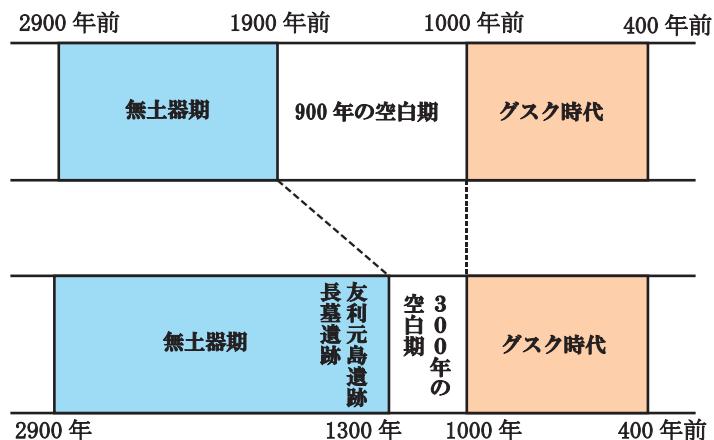
また、現在、宮古島市には野生のイノシシは生息していない。しかし、無土器期の遺跡からは、貝や魚骨にまじってイノシシの骨も多く出土する。これは、無土器期の人々がイノシシを獲り、食べていたことを示している。しかし、2012年に友利元島遺跡から出土したイノシシ骨は、これまでとは異なる出土の傾向をしめしている。その特長は次のとおりである。

- ①歯の生え方や、四肢骨の形成状況から若い個体のイノシシが非常に多い。
- ②出土したイノシシ骨の雄と雌の比率は、5:1と雄が圧倒的に多い。

このような出土状況は、非自然的で、友利元島遺跡の無土器期の人々は、イノシシを飼育または管理していた可能性が考えられている。

最後に、後続するグスク時代との関係性についてみていく。宮古島市の無土器期の遺跡の年代は、約2900年前から1900年前を示し、グスク時代（約1000年前から400年前）との間には、約900年の空白期間が存在することが指摘されていた。そのため、全く文化の内容が異なる無土器期と、グスク時代の人々は、同じ人々であったのか、それとも全く異なる文化集団の人々であったのか、宮古島の考古学上の大きな謎とされてきた。

しかし、近年、この空白の900年を埋める遺跡の発掘調査が相次いでいる。その遺跡が、島尻南嶺の長墓遺跡（2005年～2011年）と、友利元島遺跡（2012年）である。両遺跡では、5～8世紀の無土器期の層が確認され、シャコガイ製の貝斧や、サメ歯有孔製品などが出土している。この2つの遺跡の発見により、無土器期とグスク時代の空白期間は900年から300年へと縮まり、2つの時代の関係性を考える上で大きな発見となった。



第18図 無土器期とグスク時代の空白期

(2) 関連する主な文化財

①アラフ遺跡（市指定史跡）

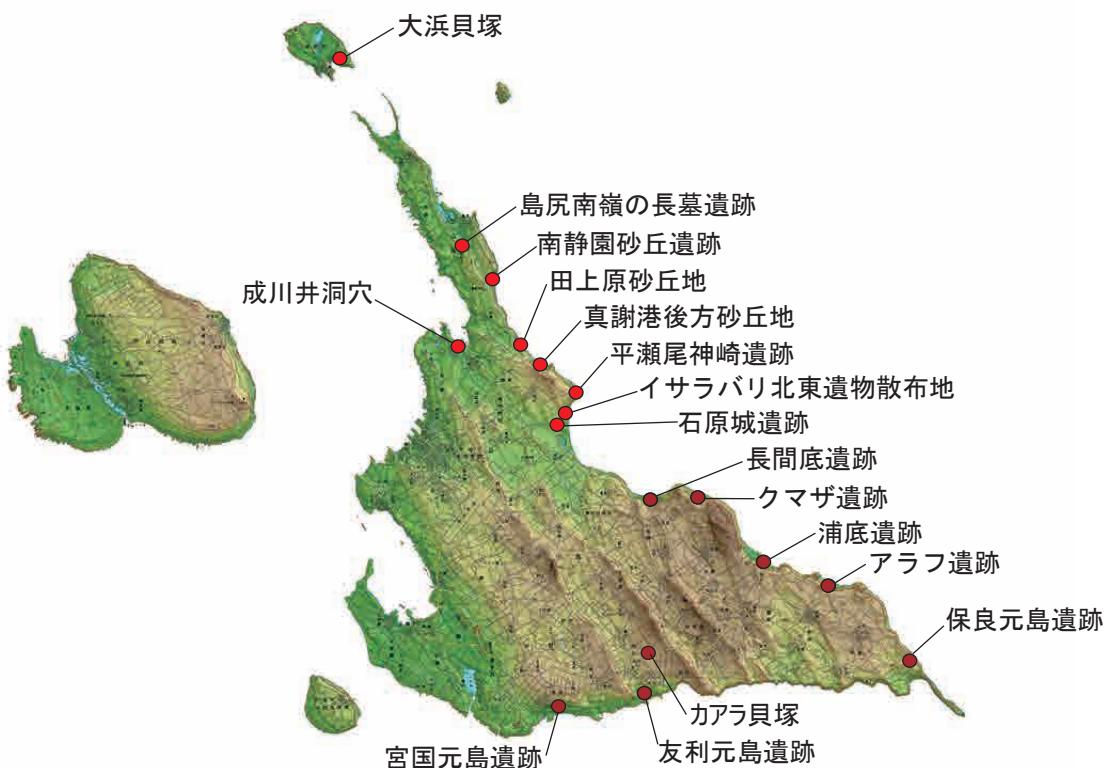
アラフ遺跡の発掘調査では、無土器期最古となる約2900年前の生活層が確認され、長期間にわたって、人々が生活していたことが分かっている。発掘調査では、集石遺構が検出され、シャコガイ製貝斧を中心に、スイジガイ製利器、サメ歯有孔製品などが出土している。特筆すべきは、4本の異なる機能をもったシャコガイ製貝斧と、1点の枝サンゴがまとまった状態で出土しており、植物性の籠にいれて埋納した、何らかの祭祀儀礼であったと考えられている。

②浦底遺跡

浦底遺跡は、現在の浦底漁港の南東部に位置する砂丘地に形成された遺跡である。1987～1988年にかけて発掘調査が行われ、200本以上のシャコガイ製貝斧が出土しており、1遺跡からの出土数は、世界最多である。また、集石遺構も160基以上が検出されている。放射性炭素年代測定の結果から、約2500年前から1800年前の遺跡であることが分かっている。

③友利元島遺跡

友利元島遺跡は、無土器期とグスク時代初期の層が確認される宮古島では唯一の遺跡である。無土器期の層からは、シャコガイ製貝斧が出土するほか、食糧残滓としてイノシシの骨や貝類が多く出土する。放射性炭素年代測定の結果、5世紀から8世紀の遺跡であることが分かり、既知のアラフ遺跡や、浦底遺跡よりも新しい時代の無土器期の遺跡であることは新たな発見となった。さらに、1層はさんで、その上の層からは、グスク時代初期の埋葬人骨が2基確認され、内1基の埋葬人骨には、カムィヤキが副葬されていた。無土器期とグスク時代の関係性については、従来約900年の空白期間があり、その関係性を検討することが難しかったが、友利元島遺跡で両時代の生活層が確認されたことは、その関係性を検討する重要な成果となった。



第19図 無土器期の遺跡位置図